

平成 23 年度 第 1 回 第 4 次上越市行政改革大綱等策定委員会 次第

日時：平成 23 年 5 月 17 日（火）午前 10 時から

会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1 開 会

2 挨拶 総務管理部長

3 議 題

（1）第 4 次上越市行政改革大綱（案）の答申について

資料 1-1 第 4 次上越市行政改革大綱（案）パブリックコメント等の意見と市の考え方

資料 1-2 第 4 次上越市行政改革大綱（案）

（2）第 4 次上越市行政改革推進計画の策定について

資料 2-1 第 4 次上越市行政改革推進計画の概要について

資料 2-2 第 4 次上越市行政改革推進計画（イメージ）

4 その他

5 閉 会

第4次上越市行政改革大綱(案)パブリックコメント等の意見と市の考え方

区 分	件数	反映	一部反映	反映不可		大綱記載済み	大綱以外の意見
				うち、計画で対応			
パブリックコメント(1人、1団体)	53	3	11	31	4	6	2
策定委員(2人)	23	4	2	11	3	6	0
3月23日開催 第4回策定委員会(2人)	5	1	0	2	0	2	0
4月21日開催 市議会総務常任委員会 所管事務調査(2人)	2	1	1	0	0	0	0
合 計	83	9	14	44	7	14	2

第4次上越市行政改革大綱（案）パブリックコメント等の意見と市の考え方

対応状況…反映、一部反映、反映不可、大綱記載済み、大綱以外の意見

（「反映」又は「一部反映」のみ、網かけ）

意見提出者		区分		意見	担当課	対応状況	市の考え方
1	策定委員	はじめに	P1	はじめに、の記述には第5次総合計画との位置関係がありません。又、平成20年9月のリーマンショックから立ち直りつつあった経済環境が平成23年3月の東日本大震災発生により再び厳しい状況下に置かれたという全体感の記述が必要だと思います。	行政管理課	反映不可	第5次総合計画との関係については、P16行財政改革の取組と各種計画との関係に記述があります。 震災の記述に関しましては、確かに社会経済に及ぼした影響は甚大ではあるものの、本大綱における取組との直接的な関連性を勘案すると、あえて追加する必要はないと考えます。
2	策定委員	はじめに	P1	はじめに の記述の内容にかなり踏み込んだ記述(例。1ページの下から7行目の第一の柱として…から、最後の、…実践していきます。まで。2ページ目の記述)が目立ちますが、これは1.に述べたように項を改めて、例えば、「行財政の現状と課題」の項に記載した方が、理解し易いと思います。 つまり、はじめに は、全体感や5次総、3次行革との位置関係から4次行革大綱とその推進計画を策定し推進してゆく旨を柱に記述し、その他踏み込んだ具体的な内容は、項を改めて訴えるべきだと思います。	行政管理課	反映不可	はじめに の部分は単なる前置きではなく、本大綱の基本的な考え方を最初に明らかにしておくことを主眼としていますので、具体的な記述も含まれているものです。
3	所管事務調査	はじめに 第4次行政改革の目指す姿	P4	税収減の理由を高齢化とした理由は、高齢化は財政支出の圧迫の原因と捉えてきたはずだが、今後はこのような考え方に変わるということが。	財政課	一部反映	高齢化は、医療費や各種福祉給付費など財政支出を増大させる大きな要因である一方、「将来的な財源減少」という観点からは、労働人口の減少による、税収減少の要因ともなることから、高齢化が及ぼす影響は収入と支出の両面にあるものと考えています。 P4の記述を次のとおり、修正します。 (修正前) 少子化による人口減少や高齢化の進行などにより、 (修正後) 少子化による人口減少や高齢化の進行などに伴う労働人口の減少により、
4	策定委員	はじめに	P2	2ページ目の8行目に、もう一つの大きな柱である「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造に…」という記述は、唐突に感じます。3.に述べたように項を改めて、この記述の出どころ(5次総?)からの説明が必要だと思います。 委員会でも意見が出ましたが、新しい公共が行革にどう関わりを持つのが分かりづらいですので、どうしても行革の取り組みに入れるのであれば、丁寧な説明と周知が必要だと思います。	行政管理課	反映不可	はじめに でも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えます。 市民と行政の協働が新しい公共を創造する上で有効であり、行政は、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備などの支援を行い、行政と市民が一体となった地域社会を創造していくことが必要であり、そうした考え方を「新しい公共」として本大綱の中に取り入れたものです。
5	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿	P3	第4次行革の目指す姿に関して、目指す姿とは行革の目的のことでしょうか。そうであるならばはっきりと「行革の目的」として記述したほうがはっきりします。	行政管理課	反映不可	行政改革を通して実現すべき自治体の姿として記載したものです。行革の目的とした記載事項ではありません。
6	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿	P3	「すこやかなまちづくりに向けて」とあり、行革が下支えをしますとありますが、行革の目的と役割は違うところにあると考えます。「地域主権を生かした…」の項に「…持てる経営資源を最大限に活用しながら最小の経費で最大の効果を発揮するために行革を行う」と書いてありますがこれが行革の目的ではないでしょうか。第3次においては行革の目的が章を起こして書いてあります。このように市民に分かりやすく整理して書かないと理解されません。市民が理解しないということは市民不在で進められるということであり、市長の方針とは異なるものになります。	行政管理課	反映不可	「すこやかなまちづくりに向けて行革が下支えをするということは、ご指摘のとおり行革の目的とするところではなく、目指すべき自治体の姿です。「持てる経営資源を最大限活用しながら、最小の経費で最大の効果を発揮するために行革を行う」とは、本大綱においては行革のひとつの目的と位置付けています。 市民の理解を得て行革を進めることは、これまでも意を用いてきましたが、今後ともその実現に努めていきます。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
7	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿 P3	章立てに関して、「大綱の背景」、「現状と課題」、「行革の目的」、の章を設けて市民に分かりやすくするよう提案します。	行政管理課	反映不可	大綱の策定にあたっては、行政改革により目指すべき自治体の姿を前面に打ち出し、そのための重点的取組を整理しました。項目の名称(目次)は違いますが、内容的には、ご指摘の項目と同じ構成となっていると考えています。
8	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿 P3	3ページから「すこやかなまち」づくり、地域主権を生かした自治体改革、将来的な財源減少に対応する、とありますが、これらに対処するための行革であると考えますので、このことがよく分かるような整理をしてください。この記述では行革の目指す姿なのか行政の目指す姿なのかははっきりしません。両者を混同しているような項の整理と記述になっていますので再整理が必要と考えます。	行政管理課	反映不可	新たな市政運営の方針である「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして、行革が取り組むべき課題を整理したものです。
9	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿 P3	3ページに新しい公共に関して記述がありますが、行革と新しい公共との関連が分かりません。行革でなぜ新しい公共に取り組まなければならないのかまったく分かりません。行革の目的が新しい公共の推進ではないと思います。新しい公共の概念が行政の中でも確定していない状況と、市民にも浸透していない状況の中であえてここで記述する必要はないものと考えます。新しい公共に関して行革委員の中には賛成の人もいたようですが、その委員自体新しい公共を十分に理解していない状況での決定は了解できません。第3回の委員会では盛り込まないとしたものが第4回の委員会で盛り込みの提案がなされていますが、少なくとも委員全員の賛同によって盛り込まれたものでないことは確かです。一連の経緯と現在の状況を鑑みて、削除を提案します。どうしてもというのであれば推進計画の中で対処するよう検討してください。	行政管理課	反映不可 (推進計画で反映)	「新しい公共の創造」については、市が目指す「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして、必要不可欠な取組事項として大綱に盛り込むべきものと判断したものです。 はじめにでも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えています。行政は、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備などの支援を行い、行政と市民が一体となった地域社会を創造していくことが必要であり、そうした考え方を「新しい公共」として本大綱の中に取り入れたものです。 推進計画の中で具体的な目標などを用いて、取組内容など分かりやすく整理したいと考えています。
10	パブコメ	第4次行政改革の目指す姿 P3	第4次行政改革の目指す姿でなく行政の目的とすべきと思う。また、すこやかなまちづくりのための下支えと言っているが、行革とすこやかなまちづくりの関係がわからない。この点もわからない説明して下さい。合わせて地域主権を生かした自治体行革についても行財政改革による行財政運営の適性化や市民社会へのアプローチによる新しい公共の創造に取り組むと言っているが、何にどうかが不明でありキチンと説明して下さい。 将来の財源減少に対応する行財政改革の中で聖域を設けない不断の行革によって新たな財源を確保、市民が必要としているサービスに財源を集中とあるが、何を指しているのかわからない抽象的な表現でなく、どんなサービスをするのか具体的な表現をしてください。	行政管理課 財政課	反映不可 (推進計画で反映)	行政改革を通して実現すべき自治体の姿として記載したものです。行革の目的とした記載事項ではありません。 第5次総合計画で新たな市政運営の方針として位置付けた目指すまちの姿「すこやかなまち」づくりのための取組を下支えする行財政運営を行うことが行政改革の目指す姿です。 はじめにでも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えています。行政は、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備などの支援を行い、行政と市民が一体となった地域社会を創造していくことが必要であり、そうした考え方を「新しい公共」として本大綱の中に取り入れたものです。 「将来の財源減少に対応する新たな財源確保、市民が必要としているサービスへの財源集中」についても、行政改革を通して実現する、あるべき自治体の姿として記載したものであり、現在策定中の「行政改革推進計画」の中で具体的に明示し、毎年度の予算編成に反映させていきます。
11	策定委員	第4次行政改革の目指す姿 P3	3ページの第4次行革の目指す姿、とありますが、目指す姿が具体的に記述されていけませんので、非常に分かりにくい項になっています。 例えば、「すこやかなまち」づくりに向けて、ではなく「すこやかなまち」の姿とは、として具体的な目指す姿を記述すべきと思います。 地域主権を生かした自治体改革、将来的な財源減少に対応する行財政改革も同様です。	行政管理課	反映不可	第5次総合計画で目指すまちの姿が「すこやかなまち」と明らかにされており、そのための取組を下支えする行財政運営を行うことが行政改革の目指す姿です。 地域主権を生かした自治体改革、将来的な財源減少に対応する行財政改革はいずれも「すこやかなまち」づくりへの取組を実現するために必要な取組です。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
12	策定委員	第4次行政改革の姿 P4	4 - 5ページの将来的な財源減少…行財政改革の記述内容に平成27年新幹線開業による在来線の赤字負担予想金額が入っていないのは、予想される厳しさを矮小化してしまう恐れがあると思います。 平成27年以降の交付税減、在来線赤字負担支出予想、などから来る財政の硬直化、厳しさを、可能な限り具体的(行財政上や行政サービス上に、何がどのようにどれ位影響を受けるのか)に分かり易く記述する事で市民に行革への理解を求めたいと思います。	財政課	反映不可 (推進計画で反映)	大綱では、将来的な財源減少の顕著な一例として普通交付税等の減少を記載しています。 並行在来線の負担経費は、新たな行政課題として対応が必要であると認識しておりますが、具体的な負担額が明確でないことから、個別事例としては記載しておりません。 市民の皆さんに行革の理解を求めるためには、より具体的な記述が必要であることから、現在策定中の「行政改革推進計画」の中で、行財政上や行政サービス上における市民への影響額や対応のための個別の取り組みを分かり易く記述することとしています。
13	パブコメ	第4次重点取組 P6	6ページ、説明で「事務事業総ざらいで総括した課題を重点取組の中に位置づけて取り組む」とあり、総ざらいの課題解決が行革で取り組むことであると書いていますが考え方が違うのではないかと思います。行革で取り組むことは行政運営のあり方を検証し見直しして改善していくことではないでしょうか。整理をお願いします。	行政管理課	大綱記載済み	「事務事業の総ざらい」では、評価の過程を通じて今後の行財政運営における根本的な課題を抽出しました。 これらの課題を解決することは、行政のあり方を見直し、改善することであり、まさに、行政改革の取組であると考えています。 課題については、大綱に位置付け、行政改革推進計画で主管となる課等を設定し、個別具体の計画等を作成しながら目標年次を定めて取り組むこととし、その進捗を毎年度検証していきます。
14	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P6、8	第4次重点取組の中で事務事業の総ざらいで総括した課題を重点取組の中に位置づけて取組としているが、チョツト違うのではないと思う。行政のあり方を見直し改善する事にあると思うがどうか。PDCAサイクルによるマネジメントこの件については、先に述べた通りであるが、国も絵に書いているだけで実際は何もやってこなかった。また同じ事を23年～26年迄全く機能しないのではないかとと思われるが、どの様な手法で進めるか示してほしい。PDCAについては一般的に言えば、全市民が理解しているとは思いませんので、全市民に理解を得る説明が必要と思われますがいかがか。	行政管理課	一部反映	「事務事業の総ざらい」は行革の取組として実施したものであり、評価の中で明らかになった課題は、本市が抱える行財政運営上の課題であり、それを解決することは、行政のあり方を見直し、改善することであり、まさに行政改革の取組であると考えています。 また、「マネジメントシステムの強化」において、PDCAサイクルを基本として、事業評価やその結果に基づく翌年度の主要事業の選定、予算への的確な反映を行います。 PDCAサイクルという言葉については市民のみなさんにご理解いただくため、下記のとおり注釈を追加します。 (P8の図の下に追加) PDCAサイクル ・Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていく管理システムです。 ・具体的には、事務や事業について、現状を把握し課題を認識します。それを「どのような状態に変えるのか」という目的や目標を突き詰めて考えて設定し、その達成のために適切な取組み(手段と費用)を選択しながら計画を立案し、日々の仕事を進捗管理しつつ目標の達成に努めます。 ・そして、取組の結果を振り返り、目標と成果の差異(過不足)を確認し、次への改善の取組を立案する、という流れです。
15	策定委員	第4次重点取組 P6	6ページの4行目の「事務事業の総ざらい」で総括した課題を重点取組の中に位置づけて取り組ましますとありますが、順序が少し違うと思います。 行政改革の一つの取組として「事務事業の総ざらい」を実施し、無駄な、優先順序の低い事業と優先順序の高い事業を選別し、予算を有効に使うシステムを構築するのが行革の重点取組であると思います。 次に総括によって出た課題について、吟味して取組み先を決定していけば良いと思います。	行政管理課	反映不可	「事務事業の総ざらい」は行政改革の一つの取組であり、全般的に事務事業の見直しを行ったことから、その中で明らかになった課題を重点取組として位置付けることは、自然な流れであると考えています。

意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
16 策定委員	第4次行政改革での重点取組 P6、16	第4次行政改革での重点取組み、とあるが第5次総合計画の第2節自立した自治体運営が確立したまちに掲げられた政策目標が入っていないので、繋がりが見えない。本大綱は取組みだけの記述なので、目標値は推進計画で記述するという説明も必要と思いますし、連携上、必ず推進計画でその目標の記述が必要と思います。	行政管理課	反映	推進計画についてはご意見のとおり目標を設定しますが、そのことを明記していないので、P16行財政改革の取組と各種計画との関係における記述を下記のとおり修正します。 (修正箇所) 「第4次行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目ごとに、目標を記載した年次計画をまとめた推進計画(財政計画や定員適正化計画などの個別計画)を策定し、大綱とともに第5次総合計画を下支えします。」
17 パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P7	7ページ、重点取組について書いてありますが、行革の最重要取組である「仕事の効率化に向けた仕事の仕方の見直しと改善」が抜け落ちています。第3次の大綱では大目標1、で「職員と組織が常に改善を行いながら効率的に業務を執行し、質の高いサービスを実施する…」としています。また、この具体策として16の重点取組の中に「2 PDCAサイクルに基づく…」「10 事務事業の再編と整理、廃止と統合」「11 業務執行経費の縮減」が記述されています。このような具体的な方向を示した「仕事の仕方の見直しと改善」について記述する必要があります。これが行革の最終目的であるといっても過言ではないと思います。	行政管理課	大綱記載済み	「マネジメントシステムの強化」において、PDCAサイクルを基本として、事業評価やその結果に基づく翌年度の主要事業の選定、予算への的確な反映を行う中で、業務の改善や廃止について検討していきます。
18 策定委員	第4次行政改革での重点取組 P7	文章表現の修正 P7 適正な職員定員管理を行うとともに、限られた職員を活用した機能的な組織機構とします。 適正な職員定員管理・給与(賃金)の見直しを行うとともに、限られた職員を活用した機能的な組織機構とします。	人事課	反映不可	当市の職員給与については、地方公務員法に基づいて、適切な給与水準が維持されるよう不断の見直しを行っているため、大綱に改めて記述はしていません。
19 策定委員	第4次行政改革での重点取組 P7	7ページに、職員と組織が常に改善を行いながら効率的に業務を執行する という第3次行革や第5次総合計画(第2節 1効果的で効率的な行政運営の推進の基本的な考え方の中ほどに同様の記載あり)と同様な記述がありませんので、一番身近で行革風土の土台となるこの改善の取組みを追記願います。	行政管理課	大綱記載済み	職員の改善意識に関しては、P17推進体制に記述があります。具体的な取組としては、PDCAサイクルによるマネジメントが該当し、ご意見のとおり、職員の改善意識がその土台になると考えます。
20 策定委員	第4次行政改革での重点取組 P7	文章表現の修正 P7 適正な職員定員管理を行うとともに、限られた職員を活用した機能的な組織機構とします。 適正な職員定員管理を行うとともに、限られた職員を活用し、業務の簡素化を図り機能的な組織機構とします。	人事課	大綱記載済み	業務の簡素化については、「行財政改革による行財政運営の適正化」に記載のとおり、戦略的な視点を持った施策・事業の重点化や事業の成果等の評価による事業展開の方向付け等の取組により、組織機構の改革を進めていきます。
21 パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P8	8ページ、マネジメントシステムの強化、としてPDCAサイクルによるマネジメント図が示してありますが図の説明が必要と考えます。PDCAサイクルによるマネジメントシステムに関しては第3次の行革の中で重点的に取り組んできたと思いますが、完全に定着したとはいええない状況にありますので第4次の行革の中では全職員にしっかりと理解してもらって完全に定着させることが求められます。このシステムが定着すれば細かいことを言わないでも自浄作用で必然的に行革は進みます。その意味から、具体的な取組項目の2として「PDCAサイクルによるマネジメントの強化」としたほうがはっきりします。	行政管理課	大綱記載済み	「マネジメントシステムの強化」において、PDCAサイクルを基本として、事業評価やその結果に基づく翌年度の主要事業の選定、予算への的確な反映を行います。この一連の取組を通して、職員にPDCAサイクルの考えが一層、定着するものと考えます。

	意見提出者	区分		意見	担当課	対応状況	市の考え方
22	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P8	PDCAに関して説明がありません。全部の市民が理解しているわけではありませんで説明が必要と考えます。	行政管理課	反映	下記のとおり、PDCAに関する説明を記載します。 (P8の図の下に追加) PDCAサイクル ・Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていく管理システムです。 ・具体的には、事務や事業について、現状を把握し課題を認識します。それを「どのような状態に変えるのか」という目的や目標を突き詰めて考えて設定し、その達成のために適切な取組み(手段と費用)を選択しながら計画を立案し、日々の仕事を進捗管理しつつ目標の達成に努めます。 ・そして、取組の結果を振り返り、目標と成果の差異(過不足)を確認し、次への改善の取組を立案する、という流れです。
23	策定委員	第4次行政改革での重点取組	P8	8ページの具体的な取組み項目に、下の図に示している事、つまり3職員と組織は自らの業務をPDCAサイクルによりマネジメントする、を追加願います。一番身近な自分の業務をこのサイクルでマネジメントする事で、業務の質を上げることが出来ます。	行政管理課	大綱記載済み	PDCAサイクルによるマネジメントは、従来から継続して取り組んでいるところであり、本大綱では改めてそれ自体を具体的な取組項目とするのではなく、それを強化するためのポイントを取組項目として位置付けています。
24	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P9	9ページ、健全財政の推進に関して、何を以て健全とするのかの概念がないままでは取組みようがないのではないかと考えますので、健全の概念を出してください。	財政課	大綱記載済み	財政健全化の概念は、将来に過度な負担を残さないよう、また、突発的な災害等に迅速に対応できる備えを保持しつつ、基礎的な市民サービスを適切にかつ安定的に提供できる状態であると認識しています。 具体的には、「財政健全化4指標」や各種の財政指標等による分析と、他市との比較が可能です。 なお、本市の「財政健全化4指標」や各種の財政指標等は、国が定めている早期健全化基準には至っておらず、数値としては改善の方向にありますが、国の地方財政対策に大きく左右される要素も多いことから、歳入確保、歳出抑制、将来負担の軽減、将来支出への備えという基本原則の下、財政運営を進めているところです。
25	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P9	の具体的な取組項目に関して、「2 財源の裏付けのある…」とありますが、従来財源の裏づけのない事業計画を立てていたのでしょうか。「5 受益者負担の適正化。」とありますが、適正とは何かの検証が必要ではないでしょうか。むしろ「見直し」としたほうが、誤解がなく分かりやすいと思います。また、具体的な取組の中に第3次で取り組んできた補助金の見直しを入れる必要があると考えます。	行政管理課 財政課	一部反映	「財源的な裏付けのある」については削除します。 受益者負担の適正化については、行政事務のコスト分析による費用対効果を基準とし、行政事務ごとに適正とする水準を検証しながら、「行政改革推進計画」の中に明示していくことを検討していますので「適正化」という表現を使用しました。 また、補助金の見直しについては、「マネジメントシステムの強化」の事業評価において取り組むこととしています。 (修正前)財源的な裏付けのある各種事業計画の策定 (修正後)_____各種事業計画の策定
26	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P9	自主財源の確保、特定財源の発掘、歳出削減に取り組む、としていますが、今まで何もしてこなかったようなイメージを与えます。今まで取り組んできたが十分な成果がなかったからこそ問題があるのです。財源に関してはできなかったのではなくほとんどが限界であり不可能な状況にあるわけで、そのことを書く必要があります。可能性と希望があるような書き方は誤りであると考えます。	財政課	反映不可	昨年度の「事務事業の総ざらい」において、今までの取り組みの成果が十分ではないことが健全財政の推進における課題として改めて浮き彫りとなりました。 また、普通交付税等の将来の減額を見据えると、使用料、手数料などの受益者負担や財産収入など自主財源の確保は、これまで以上の危機感を持って推し進める必要があると考えており、重点取組に掲載しているところでもあります。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
27	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P9	に関して、説明に「総ざらいにおける評価で改善・廃止とした事業については、確実な見直しを進めます。」とありますが、「改善・廃止を見直す」と読み取れません。	行政管理課	反映	「総ざらいにおける評価で改善・廃止とした事業については、確実に改善・廃止を進めます。」と記述を修正します。
28	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P9	効率的で効果的な財政運営(P9) 事務事業総ざらいで総括した課題解決や重複類似事業の見直しを進めるは良いが、総ざらいにおける評価で改善廃止とした事業について確実な見直しを進めると言う事は改善廃止を見直すと理解するがいかかが。 具体的な取組項目の中で受益者負担の適性化とあるが、何を以って適性とするか不明で皆んなまちまちである。この際見直ししたらいかかだろうか？ また、この項でぬけ落ちていたのが各種の補助金である。なぜ補助金を見直しを加えなかったか説明を求めます。	行政管理課 財政課	一部反映	「総ざらいにおける評価で改善・廃止とした事業については、確実に改善・廃止を進めます。」と記述を修正します。 受益者負担の適正化については、行政事務のコスト分析による費用対効果を基準とし、行政事務ごとに適正とする水準を検証しながら、「行政改革推進計画」の中に明示していくことを検討しています。 また、補助金の見直しについては、「マネジメントシステムの強化」の事業評価において取り組むこととしています。
29	策定委員	第4次行政改革での重点取組 P9	9ページに2健全財政の推進とありますが、6.でも述べましたが4-5ページの今後予想される厳しい財政状況に対して、～の具体的な取り組み項目をどの程度の数値にすれば、H27年以降に上手く繋がっていくのか、つまり4-5ページと9ページが連携した内容の記述が必要と思います。H27年になって即、対応できる訳がありませんので。その観点からいえば、他にもまだ管理しなければならない取り組み項目があるのかどうかの確認もお願いします。	行政管理課	反映不可 (推進計画で反映)	本大綱に基づく具体的な取組については、別途、行政改革推進計画において取組ごとの目標を明確化し実践することにより、将来的な財源減少に対応する行財政改革という課題に対応していきたいと考えます。
30	策定委員	第4次行政改革での重点取組 P9	9ページの具体的な取り組みの中に、 ・「事務事業総ざらい」を1回/年に実施し、次年度予算編成の優先順決定の判断基準の一つとして活用して、無駄のない予算編成をする。縮減予算と新設予算を差引して、縮減額を管理する。 ・業務執行経費の縮減を図る。入札決定金額/予算の比率を下げる、業務執行前に当初予定より安い費用で同等以上の品質が得られるように工夫したり、購入方法を変えてみたり、等の改善で経費の縮減を図る。 を追加して歳出削減の取り組み強化を実施するよう記述して頂きたい。	行政管理課	大綱記載済み	無駄のない予算編成や経費の削減については、「マネジメントシステムの強化」の中で取り組むこととしています。
31	策定委員	第4次行政改革での重点取組 P9	の具体的な取り組み項目は、羅列されているので意図毎に整理して頂けると理解し易いと思います。	行政管理課	反映不可	いずれも「効率的で効果的な財政運営」のための取組項目ですので、意図としては同一のものと考えます。
32	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P9～12	からまでの施策は従来もそれなりに取り組んできたことであり、またここで同じようなことを並べるのでは無策といえます。あえてこれらをここに記述するならば、従来の取組の状況を記述した上で、それを踏まえて今後どのように取り組むのかを書くべきであります。	行政管理課	反映不可	合併から6年が経過し、特例による普通交付税等の減少を見据え、また、国の動向や経済情勢の変化、新たな課題への対応などから、～までの取組については、さらに進めるべき取組と考えています。 なお、大綱では行政改革の方向性や取り組むべき項目を整理することとしており、従来の取組の経緯や状況については、市で設置する行政改革推進本部の中で検証を進めており、内容については市ホームページで公開しています。
33	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P10	に関して、「経営統合も視野に…」としていますが、経営統合が即抜本的改善になる訳ではありませんので方向を示しての記述が必要と考えます。単純には赤字の会社の数が減るだけのことになってしまい、見せ掛けの改善にしかありませんのでそうではないという記述が必要です。	行政管理課	反映不可	第三セクターの経営統合は、経営改善の有効な手段のひとつであると認識しております。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
34	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P11	に関して、健全で一体的な自治体経営とありますが、ここで言う健全とは何かが分かりません。「健全」は無くても良いと思います。	行政管理課	反映不可	ここでいう「健全」とは、独立採算を旨とする公営企業等が、自立した経営が維持できる状態を指しています。
35	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P11	の具体的な取組項目に関して、使用料の増収としていますが値上げによる増収もありますので具体的に書かないと分かりません。なお、接続率は高齢者にとっては高い工事を払って接続することは相当な負担であり、その方達の将来を考えた場合一概に強要できないことも十分に考慮する必要があります。	生活排水対策課	反映不可 (推進計画で反映)	下水道事業(公共下水道・農業集落排水)は独立採算による経営が基本であり、下水道使用料は管渠、処理施設等の維持管理費並びに下水道債の元利償還に充てています。 下水道使用料収入は接続状況に影響されますが、平成21年度末の接続率は、公共下水道では90.3%、農業集落排水区域では89.9%であり、新潟県平均の84.5%、84.0%をそれぞれ上回っておりますが約1割の方が未接続となっております。 このことから、生活排水処理推進員による未接続世帯への訪問や個々の事情に応じた接続相談、低所得者等への排水設備設置工事費助成制度の紹介などにより、接続率の向上を図り使用料収入に結び付けていきます。 なお、具体的な内容については推進計画に記載します。
36	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P11	ガス、水道、下水道事業に関しては管の新設と古い管の更改や管の清掃があり、経営的に難しい状況にあることを表に出すことも必要であると考えます。また、これらの事業は必要以上の口径の管を埋設するなど計画が古いものがありますのでこれらの見直しが必要と考えます。	ガス水道局生活排水対策課	反映不可	ガス・水道管の新設及び更新につきましては、地震などの災害に強いライフラインの確立に向けて、各事業の中期経営計画に基づき、計画的に取り組んでいます。実施にあたっては、財政的な負担を勘案しながら進めるとともに、更新の際は必要最低限の管口径としております。 また、下水道事業は、将来の人口動向などを把握し認可拡大に伴う定期的な計画見直しを行い整備を進めています。下水道管の耐用年数は50年とされており現在のところ耐用年数を経過している下水道管はありませんが、布設から10年以上経過した管渠の調査を計画的に実施し修繕を行うなど維持管理に努めています。 将来的な更新については、設備の長寿命化計画を作成し、経営に大きな影響を与えないよう計画的な更新を行っていく予定です。
37	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P11	公営企業等の経営健全化(P11) 下水道農業集落排水事業の内、使用料の増収とあるが値上げを指しているのが何をもち増収に当てるのが明確にする必要がある。返答を求める。 また、新道区に於ける下水道事業は早くても後10年近くかかる様であるが、そんなに時間が掛るのであれば下水道は必要ない。必要でも高年金者が多くますを付けても接続しないとの声も多くなって来たと言うことは、下水道事業は経費は掛るが接続者がなければますます値上りにつながる一方、水道事業を見れば老朽化した管の入替もせまっている。この問題についてどう考えているか説明が必要。	生活排水対策課	反映不可 (推進計画で反映)	下水道使用料収入は接続状況に影響されますが、平成21年度末の接続率は、公共下水道では90.3%、農業集落排水区域では89.9%であり、新潟県平均の84.5%、84.0%をそれぞれ上回っておりますが約1割の方が未接続となっております。 このことから、生活排水処理推進員による未接続世帯への訪問や個々の事情に応じた接続相談、低所得者等への排水設備設置工事費助成制度の紹介などにより、接続率の向上を図り使用料収入に結び付けていきます。具体的な内容については推進計画に記載します。 また、将来の設備更新にあたっては、設備の長寿命化計画を作成し、経営に大きな影響を与えないよう計画的な更新を行っていく予定です。 なお、下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、都市施設として欠かせないものと考えており、地域から早期整備の要望もあることから計画的に整備を進めておりますが、地形や地域の交通形態、支障物件などの現場条件により整備に時間を要している状況もあることから、今後も引き続き早期整備に努めていきます。
38	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P12	に関して、ここに書いてあることはすべて実施済みで、ある程度効果の出ていることであります。同じことを書くなら従来の取組の経緯を記した上で今後どのように取り組むかを書いてください。そうでないとまったく意味の無いただの言葉だけのものになってしまいます。	行政管理課	反映不可	大綱では行政改革の方向性や取り組むべき項目を整理することとしています。 従来の取組の経緯や状況については、市で設置する行政改革推進本部の中で検証を進めており、内容については市ホームページで公開しています。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
39	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P13 職員数を減らす面での適正に関しては現実を踏まえてください。正職員を減らして嘱託職員やパート職員を増やしている現実はありませんか。時間外労働が減らない現実はありませんか。仕事の見直しをしない限り業務量は増えるのが当たり前で、伴って人員が増えるのも当たり前です。決裁文書の合議先を減らしたり電子決裁を導入したり、中間的存在の副課長職を廃止したり事業の統廃合をするなどの処置をとらない限り業務量は減りません。今回の行革大綱ではこのことについての記述が弱いと思いますので、もっと強調して記述する必要があると考えます。	人事課 行政管理課	反映不可	行政ニーズが多様化する中、限られた予算や人材を効率的・効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、不断の事務事業の見直しに取り組んでいます。 一方で、市民サービスを維持・向上させるには、それに見合った職員数を確保することが必要です。一方で、人件費総枠の抑制のため、最小限の職員数とすることも必要と考えております。 臨時職員や嘱託職員の数については、求められる職務の内容が、定例的単純業務か専門的業務か、通常勤務時間(フルタイム)が必要か否かなどの要件により、毎年度の定員査定の中で精査しております。 このようなことから、職員の数としては、正規職員が減少し、臨時職員や嘱託職員の数が増加しているのが現状ですが、職務に応じた適正な人員配置を行う上で、やむを得ないものと考えております。 また、決裁の簡略化や、必要な職の精査などは、これまで随時行っており、今後も不断の見直しを行うことから、改めて記述していません。
40	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P13 13ページ、人材育成について、職員の人材育成と行革とは関係が無くまったく別のものです。人材の育成はどこの組織でも当たり前のことで組織内のことです。行革の大綱に書くことではありません。それが証拠に第3次では人材育成という概念はどこにもありません。第3次にあるように「職員の意識と資質の向上」ならば分かります。見直すべきであると考えます。	人事課	反映不可	行政改革を推進する上で、人を育て・生かすマネジメントの改善は、市政運営マネジメントの向上に欠かせない重要な取組と考えております。このことに関しては、職員個々のレベルアップはもとより、職員を適材適所に配置し、職場の良好な相互関係をベースとして仕事への意欲とスキルを高めながら、組織としての総合力を高めていくことが肝要と考えています。 そのような効果を人材育成の側面から発揮していきたいと考え、重点取組として位置付けたものです。
41	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P13 人材育成の取組項目に関して、すべての項目が組織として当たり前のことではありますが、行革とは別のものです。4を「人材育成」ではなく「職員の意識と資質の向上」として、具体的な取組項目もあわせて書き直したほうが良いと思います。	人事課	反映不可	人材育成は、あらゆる組織が当然に取り組むテーマではありますが、一方で、人のマネジメントについては、行政のみならず多くの民間企業が難渋しているとお聞きしています。 組織経営の重要課題である人のマネジメントを総合的に推進していくためには、職員の意識と資質の向上だけでなくとどまらず、人材育成は行政改革の観点からも重要な取組として位置付ける必要があると考えています。
42	策定委員	第4次行政改革での重点取組	P13 文章表現の修正 P13 適正な職員定員管理 適正な職員定員管理と賃金の見直し	人事課	反映不可	当市の職員給与については、地方公務員法に基づいて、適切な給与水準が維持されるよう不断の見直しを行っているため、大綱に改めて記述はしていません。
43	パブコメ	第4次行政改革での重点取組	P13 13ページ、組織機構改革について、「適正な人員、適正な職員定員管理」としてはありますが、何が適正であるかまったく触れておりません。より職員数を減らすことも適正ですが、住民サービスを充実させるためにきめ細かく職員を配置することも適正です。どちらにも取れるような表現ではなくしっかり考え方と方向を示して記述してください。	人事課	大綱記載済み	市民サービスを維持・向上させるには、それに見合った職員数を確保することが必要です。一方で、将来的な財政状況を踏まえた行財政改革の取組の中で、人件費総枠の抑制のため、最小限の職員数とすることも必要と考えております。このような二つの論点から、「適正な職員定員管理」としたものです。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
44	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P13	「総合事務所のあるべき姿や木田庁舎との役割分担を見直す。」としていますが、市民には現在がどのようになっているのか、問題があるのかないのかよく分かりません。見直すといってもどのように見直すのか方向すら見えません。見直すからには問題点を指摘して見直しの方向を書いてください。	人事課	一部反映	平成17年1月1日の市町村合併以降、市民サービスを維持しつつ、それぞれの地域が持つ多様な個性を尊重しながら地域振興を図るため、旧13町村の「役場」を「総合事務所」とし、より身近で市民サービスを提供するため、職員を可能な限り配置してきました。 合併後6年が経過し、事務事業の見直し等の内部調整が一区切りを終え、今後は、社会経済情勢や市の財政状況を考慮し、行政自らが行財政改革に合わせた人員の見直しを促進させ、健全な行財政運営に努める一方、各区域がそれぞれ実施してきた振興策については、地域特性や独自性をこれまでどおり確保しながらも、これを基礎として区域の連携による広域的な取組や新たなアイデアの発掘が必要と考えたものです。 具体的な見直しの方向については、総合事務所のあるべき姿をより具体的に再精査した上で、改めて市民にご説明する必要があり、現段階ではお示しできませんが、大綱(案)の記載が不明確なため、下記のとおり修正します。 (修正案) 「また、まちづくりや市民サービスの窓口である13区の総合事務所については、住民自治の視点を持ちながら、区域の連携による広域的な取組など総合事務所のあるべき姿を再検討し、木田庁舎との役割分担を見直します。」
45	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P13	3組織機構改革(P13) 住民自治を実現するため13区の総合事務所のあるべき姿や木田庁舎との役割分担の見直し一歩の木田庁舎・総合事務所のあり方などと言われても、何をどうするか明示しなければ市民はわからない。どうしようとしているのか明確に示さなければコメントしようもない。	人事課	一部反映	平成17年1月1日の市町村合併以降、市民サービスを維持しつつ、それぞれの地域が持つ多様な個性を尊重しながら地域振興を図るため、旧13町村の「役場」を「総合事務所」とし、より身近で市民サービスを提供するため、職員を可能な限り配置してきました。 合併後6年が経過し、事務事業の見直し等の内部調整が一区切りを終え、今後は、社会経済情勢や市の財政状況を考慮し、行政自らが行財政改革に合わせた人員の見直しを促進させ、健全な行財政運営に努める一方、各区域がそれぞれ実施してきた振興策については、地域特性や独自性をこれまでどおり確保しながらも、これを基礎として区域の連携による広域的な取組や新たなアイデアの発掘が必要と考えたものです。 具体的な見直しの方向については、総合事務所のあるべき姿をより具体的に再精査した上で、改めて市民にご説明する必要があり、現段階ではお示しできませんが、大綱(案)の記載が不明確なため、下記のとおり修正します。 (修正案) 「また、まちづくりや市民サービスの窓口である13区の総合事務所については、住民自治の視点を持ちながら、区域の連携による広域的な取組など総合事務所のあるべき姿を再検討し、木田庁舎との役割分担を見直します。」
46	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P13	4人材育成(P13) 2育成と任用が連動する人事行政の推進 これは何を指して言っているのか良くわからない。育成する為、課長以上の人を再雇用し育成すると以前の懇談会でできた事が有る。むしろ育成を言うなら再雇用はやめ、自ら勉強して立ち上る努力をさせるべし。 5専門性の伸長特定専門分野のキーマン育成 2-5は霞ヶ関の思想を入れたのではないかと想像するが、いかがなものか返答ください。 この件は行政改革とどんな関連があるのかもお答え下さい。	人事課	大綱記載済み	職員の採用後の育成に当たっては、様々な研修や実際の仕事の場面での育成指導を行っており、自己啓発の推奨など、自律的に成長できる職員の育成に努めています。そのような育成の取組を推進しつつ、仕事への目的意識が明確な職員が、希望する職場で持てる能力をいかんなく発揮することができるよう、人事異動等の任用にも配慮する中で「育成と任用が連動する人事行政の推進」を図ることとしています。 なお、職員の育成のために再雇用(再任用)を実施しているものではありません。 「専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成」については、行政課題の高度化に対応できる職員の育成が必要となっておりますことから、具体的な取組項目に位置付けたものであり、行政としてイノベーションを断行していくためにも、専門性の高い人材の育成が必要と考えています。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
47	策定委員	第4次行政改革での重点取組 P13	13ページの3組織機構改革の具体的な取り組み項目 1適正な職員定員管理で人件費削減 2給与等の見直しによる人件費削減 と第3次行革の取り組みを継続すべきと思います。この2の人件費の削減には職員の退職後の再雇用で発生する人件費も含まれているのでしょうか？1の定員管理で職員の数人が減っても再雇用がゼロにはならないはずですので、再雇用、嘱託も含めた総人件費の削減に向けて実態管理が必要だと思います。 この削減を実現する為に、3木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直しや、業務の電子化、業務の改善(行政施策に関する提言も大事だが、身近な自分の仕事や職場内の改善の積み重ねが評価される仕組みづくり要。～参考文献例「行政マンのための仕事改善マニュアル」編者:日本HR協会 発行所:株式会社 ぎょうせい)等による業務の効率化、を掲げて人員削減を可能にする仕組みを今以上に広く深く創って頂きたい。	人事課	大綱記載済み	人件費の削減については、再雇用(再任用)した職員の人件費も含んでいます。 市の職員には、正規職員・臨時職員・嘱託職員・再任用といった多様な任用形態があり、職員の任用に当たっては、職務内容に応じた精査をしています。 また、市民サービスを維持・向上させるには、それに見合った職員数を確保する必要がありますが、一方で、人件費総枠の抑制のため、最小限の職員数とすることも必要と考えており、「はじめに」で記載した基本的な取組に基づき、人件費を削減していきたいと考えています。
48	第4回策定委員会	第4次行政改革での重点取組 P13	・市民と接することで鍛えられる。協働や「新しい公共」を正しく理解して人材育成してほしい。	人事課	大綱記載済み	人材育成の推進に関しては、「人が育つ組織づくり、まちを良くする人づくり」を目標に様々な取組を進めています。 市民の皆さんとの関わりを大切にした実際の仕事を通して職員が育ち、そのような真摯な仕事ぶりが他の職員にも波及し、好循環を生み出すような組織風土を醸成するために、「職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有」を具体的な取組項目として位置付け、このほど職員行動規範を策定するなど、既に一部の取組に着手したところです。 協働や「新しい公共」については、今後の地域のあり方を、市民の皆さんと共に考えていく上で必要不可欠な基本認識でありますので、今後も研修をはじめとした様々な機会を捉え、理解の浸透に取り組んでいきます。
49	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P14	14ページ、2「新しい公共」の創造、に関して、この文章は市民サイドからみた文章になっており、行政が市民の側に立って書く文章ではないと思います。言い方を変えれば行政が市民の理解や了解を得ないままに市民に公共分野を負担させようとして書いている文章であり、市民軽視の文章になっています。書くとなれば、新しい公共とは何か、今なぜ新しい公共という考え方が必要なのかを中心に記述してください。	行政管理課 共生まちづくり	反映不可	2「新しい公共」の記述部分については、行政が市民の側に立って書いたという意図はありません。 「はじめに」や「第4次行政改革の目指す姿」でも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えます。 また、市民に公共分野を負担させるということではなく、市民相互の多様な関係性や地域の活力を育み、助け合いの地域社会を創造するため、市民の発意に基づき主体的な活動ができる環境整備を行政が支援していく仕組みづくりを提起したものです。
50	パブコメ	第4次行政改革での重点取組 P14	14ページ、2-1「近隣社会における…」に関して、地域活動支援事業が新しい公共につながる仕組みであるかのように理解できますが、地域活動支援事業の本来の目的とは異なっていると考えます。地域活動支援事業の目的を併記して誤解のないような記述としてください。	自治・地域振興課	反映不可	地域活動支援事業は、地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治体に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進することを目的としています。 本大綱においては、地域活動支援事業の実施がきっかけとなり、地域住民が、地域の課題を自らのこととして考え、その解決や地域の活力向上が図られ、地域社会を支える「新しい公共」の仕組みづくりにもつながるものと考えています。

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
51	パブコメ	第4次行政改革重点取組 P14	14ページ、2-1「近隣社会における…」に関して、老人会や子ども会と消防団とはまったく別個のものであり同一基準で記述するのは理解不足といえます。別個に記述してください。また、老人会や子ども会等の任意の団体に対して行政が「対応を検討し」とするのは行き過ぎです。問題を共有する中で行政が何らかの支援を講じる、という方向での記述としてください。	自治・地域振興課	一部反映	記述した各団体は、地域の課題を自らのこととして考え、その解決に向けて行動する地域活動団体を例示したものです。 また、「対応を検討し」との記述は、下記のとおり修正します。 (修正前) 「老人会や子ども会、消防団を始めとする既存の地域活動団体については、担い手不足の問題を始め、地域の実情に即した対応を検討し、」 (修正後) 「老人会や子ども会、消防団を始めとする既存の地域活動団体における担い手不足の問題などについて、行政とこれらの団体とが認識を共有する中で、」
52	パブコメ	第4次行政改革重点取組 P14	新しい公共(P14) この件については行革との関係はあまりないと思うが、新しい公共はどことどう整合性があるか説明して下さい。	行政管理課	反映不可	はじめにでも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えます。 行政は、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備などの支援を行い、行政と市民が一体となった地域社会を創造していくことが必要であり、そうした考え方を「新しい公共」として本大綱の中に取り入れたものです。
53	第4回策定委員会	第4次行政改革重点取組 P14	・第2回会議の際にも言ったが、「新しい公共」の考え方は否定しないが、大綱に位置付けるには疑問がある。定義はしないとしているが、市民も含めて、行革とは別のステージできちんと議論するべき。 ・今までも「協働」という形でやってきたが、具体的にどのような取組を実施し、それをどのように評価し、今後、どう取り組んでいくのかが分からない中で「新しい公共」に取り組むというのは乱暴ではないか。 ・行革は行政内部のことであるが、そこに市民を加えるのは否定しない。しかし、「新しい公共」については、5次総などのこのまちをどうするのかという全体の中で位置付けるべきであり、それと行革が連動していくとした方がいいのではないかと、全体のバランスが欠けている。	行政管理課	反映不可	「新しい公共」の創造については、市が目指す「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして、必要不可欠な取組事項として大綱に盛り込むべきものと判断したものです。 はじめにでも述べているように、これからの地域経営には、地域住民が共に考え、自ら決定し実践していくことが求められていると考えています。 行政は、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備などの支援を行い、行政と市民が一体となった地域社会を創造していくことが必要であり、そうした考え方を「新しい公共」として本大綱の中に取り入れたものです。
54	策定委員	第4次行政改革重点取組 P14	文章表現の修正 P14 公共の課題の解決に向けて、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を助長する環境整備など、以下に掲げる取組を行政が後押ししていくことで、市民相互の多様な関係性や地域の活力を育み、助け合いの地域社会を創造していきます。 公共の課題の解決に向けて、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を助長する環境整備など、以下に掲げる取組を行政が支援していくことで、市民相互の多様な関係性や地域の活力を育み、助け合いの地域社会を創造していきます。	行政管理課	反映	意見のとおり修正します。 (修正箇所) 公共の課題の解決に向けて、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を促進する環境整備など、以下に掲げる取組を行政が支援していくことで、市民相互の多様な関係性や地域の活力を育むとともに、「新しい公共」の担い手としての意識を高め、助け合いの地域社会を創造していきます。
55	所管事務調査	第4次行政改革重点取組 P14	「新しい公共」の担い手の人材育成も必要ではないか。	共生まちづくり課	反映	地域における「新しい公共」の担い手の育成は、今後の取組を進める上で重要であると考え、P14の本文の最後に下記のとおり追加します。 P14 「市民相互の多様な関係性や地域の活力を育むとともに、「新しい公共」の担い手としての意識を高め、助け合いの地域社会を創造していきます。」

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
56	策定委員	第4次行政改革重点取組 P15	<p>文章表現の修正 P15</p> <p>行政が単独で事業を実施するよりも、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、公益法人、民間企業などの様々な団体と協力して取り組むことで双方にメリットがあり、市民にとっても、より良いサービスを受けられる場合があります。そのように、市民と行政との協働による事業実施が効果的な場合については、互いの役割分担を明確にし、無理のない関係で連携しながら、市民が必要とする公益事業を展開します。</p> <p>そのため、市民が行政に協働事業を提案しやすい仕組みを構築するとともに、「新しい公共」の事例を広く市民に周知することで、協働や「新しい公共」への理解を促進します。</p> <p>行政が単独で事業を実施するよりも、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、公益法人、民間企業などの様々な団体と協力して取り組むことで双方にメリットがあり、市民にとっても、より良いサービスを受けられる場合があります。そのように、市民と行政との協働による事業実施が効果的な場合については、互いの役割分担を明確にし、<u>お互いに</u>連携しながら、市民が必要とする公益事業を展開します。</p> <p>そのため、市民が行政に協働事業を提案しやすい仕組みを構築するとともに、協働の事例を広く市民に周知することで、<u>協働</u>への理解を促進します。</p>	行政管理課	反映	<p>「市民と行政の協働」に関する記述であり、協働が新しい公共を創造していく上で有効な取組であることを踏まえ、ご意見のとおり表記を修正します。</p> <p>(修正箇所)</p> <p>このように、市民と行政との協働による事業実施が効果的な場合については、互いの役割分担を明確にし、連携しながら、市民が必要とする公益事業を展開します。</p> <p>また、市民から市に対して協働の取組を提案しやすい仕組みを構築するとともに、協働の事例を広く市民に周知し、協働の場を広げていながら、新しい公共の創造を進めていきます。</p>
57	策定委員	第4次行政改革重点取組 P15	<p>文章表現の修正 P15</p> <p>「新しい公共」の場づくりのためのモデル事業の実施</p> <p>協働の場づくりのためのモデル事業の実施</p>	共生まちづくり	反映	<p>市民と行政の協働に関する具体的な取組項目であること、また、協働が新しい公共を創造していく上で有効な取組であることを踏まえ、ご意見のとおり表記を修正します。</p>
58	パブコメ	第4次行政改革重点取組 P15	<p>15ページ、2-2「多様な市民活動」に関して、「…助長します。」という概念は違和感があります。文章が長すぎて、何を言いたいのかがぼやけていることもありますので短文にして別の表現としてください。</p>	共生まちづくり課	一部反映	<p>ここでは、前段で、市民が様々な地域活動やボランティア活動等に関わっていく環境をつくり、また、そうした市民活動の受け皿となるボランティア等の各団体を支援していくことを記載し、後段で、市民活動や各団体が活性化することにより、新しい関係性が生まれていくことを市としても支援することを記載しています。</p> <p>後段の文章については、ご意見のように長文になっていますので文言等を整理し次のように修正します。</p> <p>また、修正するにあたり、「助長」という文言については、悪い意味でも使われる場合があることから、「促進」に改めますが、14ページ「2 市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」の文中でも「助長」の文言を使用していますので、これも「促進」に改めます。</p> <p>(修正文)</p> <p>「これらの支援を通じて、それぞれの団体が活動を拡大し、かつ、安定的に活動を維持できるような体力を備えることを促進します。あわせて、地域、団体、個人などの間で様々な新たな関わりを生み出すことにより、地域や活動分野に捉われず、市民活動の重層的な広がりを促進します。」</p>

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方	
59	パブコメ	第4次重点行政改革の取組	P15	15ページ、2-3に関して、協働と新しい公共との違いがよく分かりませんので分かりやすく記述してください。また、協働は市民が行政に提案する方向しかないので取れますが、行政からの提案はないのでしょうか。この項は協働の従来の経緯を踏まえたとうえで、もっと分かりやすく丁寧に書いてもらわないと市民には理解できません。	共生まちづくり課	一部反映	行政からの協働の提案については、これまで同様に協働による効果が高いと思われる場合に行っていきますが、ここでの内容は、特に市民の皆さんから「新しい公共」につながるような協働の提案をしやすい仕組みをつくっていくことを記載しています。 また、「新しい公共」の概念については、14ページの冒頭部分に記述したように、「市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題として、主体的に解決に向けて行動する地域社会」であり、そのような地域社会を目指す上で、協働は有効な取組と位置付けていますが、全体として分かりにくい文章となっていましたので、最後の「そのため、」から始まる文章を次のように修正します。 (修正文) 「また、市民から市に対して協働の取組を提案しやすい仕組みを構築するとともに、協働の事例を広く市民に周知し、協働の場を広げていながら、新しい公共の創造を進めていきます。」
60	パブコメ	行財政改革の取組と各種計画との関係	P16	16ページ、各種計画との関係に関して、行革大綱と推進計画は5次総の下支えであるとしていますが、行革は行政運営全般についてそのあり方を検証し見直すものであり下支えをする役割ではありません。誤っているものと考えます。	行政管理課	反映不可	第5次総合計画は、まちづくりの総合的な計画を定めるものであり、この実現に向けて現在、新たな市政運営方針として位置付けた「すこやかなまち」づくりを進めています。 行政運営全般についてあり方を検討し、見直しを進めることは、「すこやかなまち」づくりへの取組、すなわち第5次総合計画の取組を下支えするものと考えています。
61	パブコメ	行財政改革の取組と各種計画との関係	P16	また、2行目から「財政計画や…移行します。」との記述がありますが、このことは本行革大綱とはまったく関係の無いことと考えます。	行政管理課	反映不可	行政改革大綱を推進するための具体的な計画となる行政改革推進計画は、財政計画をはじめとする個別計画をもって構成されます。
62	パブコメ	行財政改革の取組と各種計画との関係	P16	「個別計画の見直しに伴って行革大綱及び推進計画を見直します。」とありますが、行革が各計画に影響を及ぼして行革にそぐわないものは見直しを求めるといふことであるならば分かりませんが、各計画にあわせて行革の大綱や推進計画を見直すとは一体どういうことかと考えてしまいます。ならば行革とは何の意味を持つのでしょうか。項は全部削除すべきものと考えます。残すならば、「行革の役割と位置づけ」を明確にして市民に分かるように平易に記述し直してください。(第3次ではこのような行革の意味を不明にするようなことは一切書いてありません。なぜこのようなことを書かなければならないのかを明確にしてください。)	行政管理課	一部反映	大綱や推進計画の見直しについては、経済状況を始めとする行政をとりまく環境の変化に柔軟に対応するためという趣旨で記述したのですが、ご指摘のとおり、大綱は行政改革の方向性を示すものであり、大綱に基づいて個別計画が策定されることから、下記のとおり修正します。 (修正箇所) 「第4次行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目ごとに、目標を記載した年次計画をまとめた推進計画(財政計画や定員適正化計画などの個別計画)を策定し、大綱とともに第5次総合計画を下支えします。」

	意見提出者	区分	意見	担当課	対応状況	市の考え方
63	パブコメ	行財政改革の取組と各種計画との関係 P16、17	第4次行政大綱と行政改革推進計画は、各分野の取組を体系的にまとめて概ね平成23年度の秋までに策定あるいは見直し具体的な取組に移行します……と言う事は今現在、推進計画の案もなければ何も無い中で、一般市民に対し第4次上越市行政改革大綱(案)をパブリックコメントを掛けるとは、ふざけたやり方ではないか再考を求めます。 推進体制についても同様、市のホームページを見ている人はどれほどいると知っているのか。市は何かすればホームページに掲載していますからと言う。見れない人はどうするの？ 見て意見のある方は意見を出して下さいとは問題有り。	行政管理課	一部反映	本来であれば大綱と推進計画はセットで策定するものではありませんが、昨年度作成した「中期財政見通し」において財源不足が明らかになり、それに対応するため、より精度の高い数値目標を織り込んだ推進計画を策定する必要が生じたことから、先に大綱で行政改革の基本的方向性を示した上で、本年9月頃を目処に、推進計画を策定することとしました。 市民のみなさんへの情報提供は、ホームページ以外にも広報じょうえつでの特集等を考えているため、本文の記述及び図の文言を下記のとおりに修正します。 (本文の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表します。」 (図の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で進捗状況を公表することにより、」
64	策定委員	行財政改革の取組と各種計画との関係 P16	16ページの 行財政改革の取組と各種計画との関係 の5行目から各種個別計画の見直しに伴い、大綱及び取組項目を記載した推進計画を見直します。とありますが逆ではないでしょうか。大綱や推進計画によって個別計画の作成や見直しを実施すべきだと思います。 この個別計画を行革推進計画に入れてしまう方がスッキリするのではないのでしょうか？検討の余地はあるのでしょうか？	行政管理課	一部反映	大綱や推進計画の見直しについては、経済状況を始めとする行政をとりまく環境の変化に柔軟に対応するためという趣旨で記述したのですが、ご指摘のとおり、大綱は行政改革の方向性を示すものであり、大綱に基づいて個別計画が策定されることから、下記のとおり修正します。 (修正箇所) 「第4次行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目ごとに、目標を記載した年次計画をまとめた推進計画(財政計画や定員適正化計画などの個別計画)を策定し、大綱とともに第5次総合計画を下支えします。」
65	第4回策定委員会	行財政改革の取組と各種計画との関係 P16	・財政計画、定員適正化計画、公の施設の統廃合計画等をつくらないと大綱ができないとのことだが、大綱がそれらをリードしていってもよいのではないか。	行政管理課	反映	大綱では行革の基本的方向性を示すとともに、行革を進めるための具体的な取組事項を明らかにしています。 今後、大綱に記載する具体的な取組事項に沿うかたちで、アクションプランとなる推進計画の策定に向けて「財政計画」や「定員適正化計画」、「公の施設の再配置計画」などが作られることから、大綱がそれらをリードしていくかたちになると考えていますので、大綱の記述について、下記のとおり修正します。 (修正箇所) 「第4次行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目ごとに、目標を記載した年次計画をまとめた推進計画(財政計画や定員適正化計画などの個別計画)を策定し、大綱とともに第5次総合計画を下支えします。」
66	パブコメ	計画期間・推進体制 P17	17ページ、推進体制に関して、推進体制に議会を含めるのは間違いであると考えます。	行政管理課	反映不可	議会は行政のチェック機能を有することから、大綱及び推進計画の進捗状況を報告するとともに、市民の代表者としての意見・提案をいただく場として位置づけています。
67	パブコメ	計画期間・推進体制 P17	市民に対して「HP等で……」としていますが、HPを先頭に考えるのは間違いです。これを書くなれば市民の何パーセントの人が関心を持って市のHPをチェックしていると考えているのでしょうか。インターネットをしている市民はそれなりにいると思われますが、市のHPの行革のページを見る人はどのくらいでしょうか。現実を踏まえて考えてください。	行政管理課	反映	市ホームページ上での公表と意見募集にとどまらず、必要に応じて「広報じょうえつ」を活用することを考えているため、本文の記述及び図の文言を下記のとおりに修正します。 (本文の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表します。」 (図の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で進捗状況を公表することにより、」

	意見提出者	区分		意見	担当課	対応状況	市の考え方
68	パブコメ	計画期間・推進体制	P17	行政からの積極的な提案があって、それに対して市民から意見をいただくというのなら分かりますが「関心のある市民はHPをみて意見があったら出してください。」という考え方は納得できません。この考え方は自治基本条例第18条及び第25条の精神に反しています。市長の言う「市民がど真ん中」が見えません。「広報で情報を提供する」ことは必要です。また、行革会議またはそれに代わる市民が主体の会議による評価を取り入れるべきであると考えます。	行政管理課	一部反映	市ホームページ上での公表と意見募集にとどまらず、必要に応じ「広報じょうえつ」を活用し、市民への行革の進捗状況などを公表していただくことを考えているため、本文の記述及び図の文言を下記のとおり修正します。 また、進捗管理については、行政自らが責任を持って取り組むべきものと考え、市長を本部長とする「行政改革推進本部会議」で進捗管理を実施し、その結果を適切に予算や事業内容に反映していきます。 (本文の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表します。」 (図の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で進捗状況を公表することにより、」
69	パブコメ	計画期間・推進体制	P17	「市民の意見を積極的に聞くということは重要ではあるが、議会と重複して行う必要はない。議員には細かい資料を渡している。」と課長が行革会議の中で発言していますが、市民軽視の発言であり自治基本条例第33条や第34条の精神に反した発言でありますのでとんでもないことです。	行政管理課	反映不可	策定委員会での発言と思われませんが、議会のみ意見に聞くという意図ではなく、当然のことながら市民にも意見を聞くという姿勢に変わりがあるものではありません。
70	パブコメ	計画期間・推進体制	P17	評価や進捗状況に関しては市民による専門的な評価が必要と考えます。市政モニターによる評価さえも廃止するというこの大綱は市民をないがしろにするという意図さえ感じられます。根本的に見直して、前の意見37、38と自治基本条例第33条や第34条の精神を取り入れて、行革会議またはそれに代わる市民主体の会議による評価を取り入れるべきであると考えます。	行政管理課	反映不可	市政モニターからの意見や評価を排除しているものではなく、必要に応じて意見や評価を求めていくことは行っていきたいと考えています。 進捗管理については、行政自らが責任を持って取り組むべきものと考え、市長を本部長とする「行政改革推進本部会議」で進捗管理を実施し、その結果を適切に予算や事業内容に反映していきます。
71	パブコメ	計画期間・推進体制	P17	自治の主体である市民が行革を評価する必要があるのは自明の理です。行革を市民が評価する仕組みをきちんとつくる必要があります。	行政管理課	反映不可	進捗管理については、行政自らが責任を持って取り組むべきものと考え、市長を本部長とする「行政改革推進本部会議」で進捗管理を実施し、その結果を適切に予算や事業内容に反映していきます。
72	策定委員	計画期間・推進体制	P17	17ページの 計画期間・推進体制 計画進捗に対する意見提案はホームページ等を見た市民と議会からとなっていますが、本大綱で「新しい公共」の構築で市民参加を取り組むとし、また自治基本条例第25条評価の2項で行政評価について、市民が参加できる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。とあります。つまりこれだけ大事な大綱、計画に対する意見、提案、評価はホームページを見た人の中から意見等を言って来るのを待つと言う様な消極的な対応で良いとは思えません。加えて第33条市民参加、第34条協働の精神も入れて本大綱、計画の進捗評価管理に(仮称)行革進捗管理委員会を立ち上げ担当させるべきと考えます。議会とホームページの役割は原案のままとします。 進捗評価は2回/年実施しその結果を次期や次年度の活動(改定含めて)に、又予算編成に活用する仕組みを創るべきと考えます。	行政管理課	一部反映	市民のみならずへの情報提供は、ホームページ以外にも広報じょうえつでの特集等を考えているため、本文の記述及び図の文言を下記のとおり修正します。 進捗管理については、行政自らが責任を持って取り組むべきものと考え、市長を本部長とする「行政改革推進本部会議」で進捗管理を実施し、その結果を適切に予算や事業内容に反映していきます。 (本文の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表します。」 (図の修正箇所) 「広報じょうえつ及び市ホームページ等で進捗状況を公表することにより、」
73	策定委員	計画期間・推進体制	P17	市民への進捗状況の公表は1年に1回でしょうか。改善されたものについても公表はあるのでしょうか。	行政管理課	反映不可(推進計画で反映)	本大綱の進捗状況の公表は年2回程度を想定しており、改善の状況も含まれます。ご指摘の内容は推進計画に位置付けます。

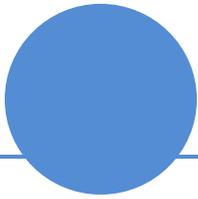
	意見提出者	区分		意見	担当課	対応状況	市の考え方
74	策定委員	大綱全体	全体	全体の構成の改訂が必要。このままでは、内容の理解が得られにくい。 例えば大項目として、はじめに「行財政の現状と課題(小項目として、第3次行政改革の成果と課題、なども含む) 第4次行革の目的 第4次行政改革の目標と重点取り組み 推進体制」のようにすればスッキリしてスムーズに話の展開が理解できるようになると思います。	行政管理課	大綱記載済み	項目の名称(目次)は違いますが、内容的には、ご意見いただいたような流れで構成されていると認識しています。
75	パブコム	大綱全体	全体	「第3次行革の評価」がなされないままに第4次の大綱が作られようとしています。8ページのマネジメントシステムでPDCAを言いながら自体はまったくこれを行っていないという大きな矛盾があります。「第3次行革の評価」をしっかり行って記述してください。その際、第3次は財政問題のみに集中しすぎたというようなことが行革会議の中で言われていますが、第3次をしっかり見ていただければ4つの大目標のトップに「効率的で効果的な行政運営の確立」とあり、財政問題が中心であったという評価は間違いでありますので修正してください。	行政管理課	反映不可	第3次行政改革の評価については、市長をはじめ各部局長で構成する行政改革推進本部会議で定期的に取り組事項等について検証を行っています。 取組内容としては財政的な取組に重点を置いていたのは確かですが、ご指摘のような財政問題が中心であったと評価しているものではありません。
76	パブコム	大綱全体	全体	この大綱は行革委員会の最終合意を得ないままに作成され、委員会から市長にも答申されていないのではないかと思います。行革委員からもパブリックコメントの提出を求めるなどは論外のことです。パブリックコメントの提出を受けた後、行革委員会の中でパブリックコメントを踏まえて再論議して大綱を完成させてください。また、推進計画をパブリックコメントにかける際には今回不完全であったこの大綱についても再度パブリックコメントを実施する必要があると考えます。(この大綱に関してパブリックコメントを受けて相当の変更が予想されますので。)	行政管理課	反映不可	今回のパブリックコメントを踏まえ、行政改革大綱等策定委員会での再度の議論の場を設け、5月中旬に市長に答申をいただく予定です。 なお、委員へはパブリックコメントとしての意見提出を求めたのではなく、委員として大綱(案)に対する意見を再確認したものです。 また、今後策定する推進計画をパブリックコメントにかける際に、大綱を再度パブリックコメントにかけることは、現時点では考えておりません。
77	パブコム	大綱全体	全体	平成23年度から実施する大綱と推進計画が、年度が始まってからもまだ出ていないということは前代未聞のことと言わざるを得ない不手際です。推進計画は行革会議で論議された形跡さえありません。推進計画をあとで作成するとはどういうことかと思えます。これらの状況と不手際について市民に何らかの説明をする必要があるのではないのでしょうか。	行政管理課	反映不可	大綱で示した方向性を具体化するアクションプランとして推進計画が位置付けられているため、大綱と計画はセットで策定するのが一般的であると考えていますが、今回に限っては平成22年度に実施した「事務事業の総ざらい」や「中期財政見通し」の結果、行財政運営上の様々な課題が浮き彫りとなり、これら課題に確実に対応していくため、職員の「定員適正化計画」や「公の施設の再配置計画」、財政面における将来的な取組をまとめた「財政計画」等の主要計画との整合を図りながら、推進計画の策定作業を進め、本年9月頃を目途に策定を完了したいと考えています。
78	第4回策定委員会	大綱全体	全体	・大綱策定の意義をどのように考えているのか。 ・策定スケジュールを見直した経緯は分かったが、大綱は推進計画とセットでなければ実行性のあるものにはならないので、今年度に取り組だけの大綱をつくる意味が理解できない。 ・9月に向けて他の計画とあわせて議論していけばいいのではないかと。23年度に一本策定の方が流れが中断されないと思う。	行政管理課	大綱記載済み	大綱は、自治体改革の基本方針を示すものであり、市の行革の基本的方向性を示すものであると考えます。 大綱で示した方向性を具体化するアクションプランとして推進計画が位置付けられているため、大綱と計画はセットで策定するのが一般的であると考えていますが、今回に限っては平成22年度に実施した「事務事業の総ざらい」や「中期財政見通し」の結果、行財政運営上の様々な課題が浮き彫りとなり、これら課題に確実に対応していくため、職員の「定員適正化計画」や「公の施設の再配置計画」、財政面における将来的な取組をまとめた「財政計画」等の主要計画との整合を図りながら、推進計画の策定作業を進め、本年9月頃を目途に策定を完了したいと考えています。
79	パブコム	大綱全体	全体	誰のための行革なのか、何のための行革なのかが見えません。この点を明確にして記述する必要があります。	行政管理課	反映不可	ご指摘の部分については、本大綱の目指す姿の中で記述しているものと考えております。

	意見提出者	区分		意見	担当課	対応状況	市の考え方
80	パブコメ	大綱全体	全体	はじめにの中で第3次行政改革にふれているが総括も評価もないのはなぜか返答下さい。 次に第3次行政改革で言われているマネージメントシステムの構築を言われて久しいが、その評価もないまま現在に至った経緯について説明してください。	行政管理課	反映不可	第3次行政改革の評価については、市長をはじめ各部局長で構成する行政改革推進本部会議で定期的に取り組事項や手法等について検証を行っています。
81	第4回策定委員会	大綱全体	全体	・3次大綱の反映とあるが、きちんと整理されていない。3次大綱での取組をきちんと評価・検討した上で、それをどのように4次大綱に反映させるのかを示す必要がある。 ・そのことをきちんと章立てして、目に見える形で示す必要があるのではないか。	行政管理課	反映不可	策定の過程で第3次大綱の取組の成果を検証し、継続して取り組むべきと判断したもの(市税等の収納率の向上、公の施設の再配置、職員の定員管理など)については4次大綱に取り入れているため、改めて大綱に記述する必要はないと考えます。
82	パブコメ			機構改革といいながら課長級以上の職員の再雇用は理解できません。後継者育成のためというように聞いていますが、元の部長や課長がいたのでは仕事がやりにくくなります。業務の改善もしにくくなります。大量採用された時代の管理職よりも今の若い人のほうがはるかに優秀です。機構改革を言うのであれば再雇用制度は直ちに廃止すべきです。(無記名のアンケートを試みれば現実が良く見えます。)		大綱以外の意見	
83	パブコメ			その他、行革会議の中である委員が「地域協議会の委員には活動支援事業の採択の資質が無い。」と発言しました。きわめて不適切な発言であり厳重に注意すべきであると思います。		大綱以外の意見	

(案)

第4次上越市行政改革大綱

(平成 23 ~ 26 年度)



目次

はじめに	1
第4次行政改革の目指す姿	3
第4次行政改革での重点取組	6
1 行財政改革による行財政運営の適正化	8
2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造	14
行財政改革の取組と各種計画との関係	16
計画期間・推進体制	17

経済活動のグローバル化・ボーダレス化が進み、米国発の経済不況から脱しきれない中であって、中国などの新興国が国際経済に大きな影響力を及ぼす時代に入りました。その一方で、我が国の国際競争力は相対的に低下し、かつての右肩上がりの経済成長に支えられた 20 世紀型の社会経済システムは、既に時代に合わないものとなっています。

さらに、人口減少社会に突入した我が国では、高齢化と少子化の進行と長びく経済の停滞が相まって、消費や所得、税収などが減少する傾向にあり、こうした社会経済の衰退により、社会保障システムの維持が困難な状況となりつつあります。社会全体の活力や強靭さが低下し、公的負担が増加する一方で、有効な打開策を見出すことができないまま進行する負のスパイラルの状態にあるといわれています。

これからの時代の地域経営は、かつての成功体験に基づく前例踏襲・画一的な思考から脱却し、本格化しつつある「地域主権」の波を捉え、環境問題や少子高齢化に対応した成熟した社会のあり方を展望しながら、地域に暮らす住民が共に考え、自ら決定し、その実践によって変革を成し遂げるものでなければなりません。そうした「自立」と「共生」に基づく新たな公共の創造によってはじめて、まん延する停滞感や閉塞感を打破できるものと考えています。

この間、上越市では、第 3 次行政改革において、大目標に掲げた財政調整基金残高の確保や通常分の市債残高の削減など、財政的な体力を強化するための取組に成果を上げてきました。第 4 次行政改革大綱の策定に当たり、まず、この財政健全化の姿勢を継承するとともに、最新の中期財政見通しで明らかとなった財源不足や平成 27 年度以降のさらなる財源の減少を見据え、セルフチェックとして実施した「事務事業の総ざらい」で総括した課題の解決を明確に位置付け、第一の柱として「行財政改革による行財政運営の適正化」を図っていきます。

そのためには、「マネジメントシステムの強化」が最重要課題であることから、多様化する行政ニーズを吟味しながら、将来に向けた価値ある投資を実現するために、総ざらいの手法によって、継続的に事務事業の必要性や緊急性などを評価検証しつつ、財政見通しなどを勘案して政策判断するプロセスを繰り返しながら、計画的な行財政運営を実践していきます。

また、国の政策動向や経済情勢の推移を財政見通しや財政計画への確に反映し、それらを基礎とするきめ細かな歳出調整を施した予算編成を行うとともに、中期的な歳出削減策や財源確保策も講じながら「健全財政の推進」を図ります。

さらに、マネジメントシステムを効果的に発揮し、政策目標を実現し得る最適な組織機構への改編と、それに見合った職員数の適正化に取り組むとともに、全ての職員が着実に職責を果たすよう、組織的な管理監督はもとより、職員それぞれの資質・能力の向上を図る中で、組織の総合力を向上させます。

もう一つの大きな柱である「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に向けては、公共の課題に対して、市民自らが自発的かつ主体的に判断し、解決に向けて行動する「市民自治」の理念を大切にして、個人の自律と地域の自主性・主体性を尊重しつつ、行政が行動を後押ししていくことによって、地域の公がより望ましい関係性の下で満たされるよう、自助・共助・公助を適切な状態へと導いていきます。

そのための行政のアプローチとして、まずは、最も身近なコミュニティである町内会や自主防災組織などの市民組織の助け合いの輪を広げていくため、地域活動支援事業や地域振興基金の活用を通して、それらの取組を呼び水とする中で、「近隣社会における共生」を進めます。

また、「多様な市民活動」の展開に向けて、公共の課題解決を目的として活動するNPOなどの市民団体の、公益性の高い活動やネットワークづくりを支援するとともに、行政との連携行動がより良いまちづくりに寄与する場面において、「市民と行政の協働」を通じて、互いのパートナーシップを強固なものとしつつ、市民と行政とが共に連携して育む地域社会の実現を目指します。

「地域主権」を生かし「多様な関係性」で育む**“すこやかなまち”**

～ 市民と行政の「自律と連携」強化に向けた行財政改革～

「すこやかなまち」づくりに向けて

市民が主体的に、地域のための取組を行うことによって、自覚と誇りを持ってまちづくりに参画し、その結果市民一人一人が輝き、地域も輝くことで、自信と誇りを持ちながら愛着を持って日々の生活を営むことができる「すこやかなまち」づくりに向けて改革を進めます。

市民と行政が、「すこやかなまち」づくりの主体となり、第5次総合計画に定める取組を進めるため、それぞれが自律的に機能し、相互に連携することによって、“健全”で相乗的な機能を発揮し、「すこやかなまち」づくりのための下支えとなる行財政改革を行います。

地域主権を生かした自治体改革

地域主権に向けた国の制度改革は未だ過渡期にあり、平成22年6月に策定された地域主権戦略大綱では、地方の自由度の拡充を図る方向性が示され、地域主権の確立に向けて、国と地方のあり方が大きく変わろうとしています。

地域主権の本質は、自治体経営の基礎となる財源や権限が確立される中で、市民を中心に据えて、市民及びその集合体である地域並びに行政が、それぞれ主体的に公共の課題の解決に向けて考え行動することで、持続可能な地域社会を創造することです。

そのためには、市民ニーズに即し、持てる経営資源を最大限活用しながら、最小の経費で最大の効果を発揮するために、「行財政改革による行財政運営の適正化」を推し進めるとともに、市民が主体的に公共の課題の解決に向け行動する「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に取り組む必要があります。

また、地域自治区制度に基づく住民自治の確立のためには、政策形成の段階で市民の思いを真摯に受け止め、実現の方策についての市民の選択を尊重しながら、具体的な事業に結び付けていくプロセスが必要です。こうした仕組みを通じて、市民の主体的な関与を促しながら、住民選択を基本とする取組を進めていきます。

さらに、「すこやかなまち」づくりの推進に当たっては、人と人、人と地域、地域と地域、さらには異なる分野間の連携からなる良好な関係性が活力の源となり、地域経営の基盤となります。このことから、多様な関係性の構築によって現下の社会問題の解決や新しい価値の創造を模索しつつ、行政運営面においては、マネジメントシステムの強化、組織機構の改編、そして最大の経営資源である職員の資質向上を緊要な課題として、取組を進めます。

将来的な財源減少に対応する行財政改革

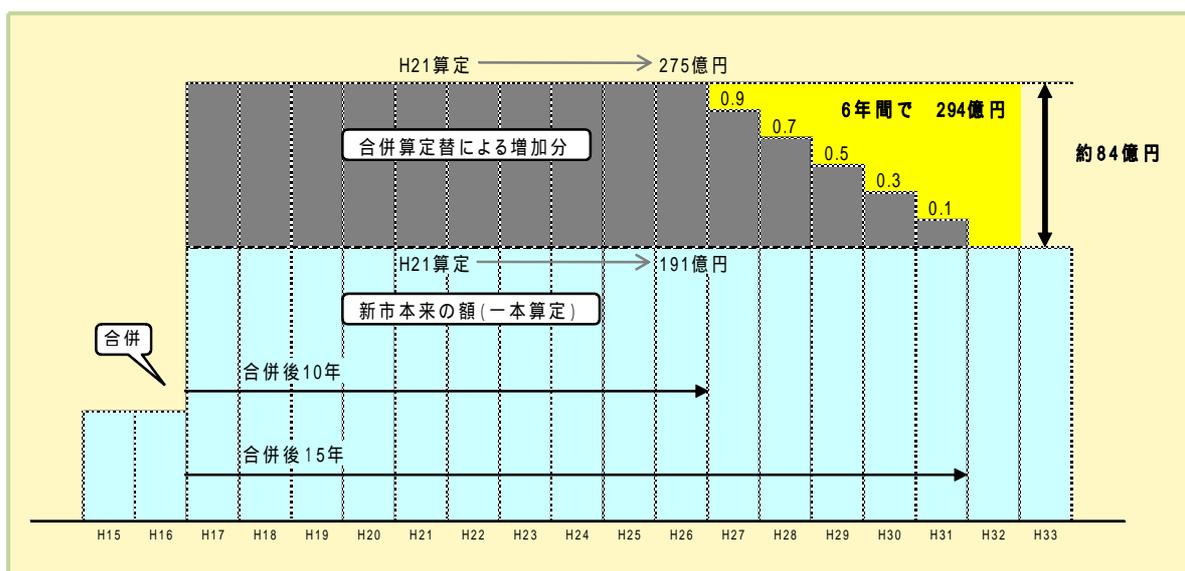
市町村合併により、歳入に占める市税の割合が下がり、自主財源の比率が相対的に低下するとともに、少子化による人口減少や高齢化の進行などに伴う労働人口の減少により、更なる税収の落ち込みが懸念されます。また、平成20年度から続く経済不況は、回復基調にあるものの依然として継続しており、また雇用情勢の改善に明るい材料がないなど、地方税収を取り巻く状況の厳しさは改善していません。

その一方で、社会経済の変化に伴う新たな行政課題への対応も多くあることから、従来への対応方法では一層の歳出増加が想定されます。平成22年度に策定した平成26年度までの中期財政見通しでは、4年間で少ない場合で21億円、多い場合は290億円の財源不足を見込んでいます。そのため、将来に向けて価値ある投資となるよう、聖域を設けない不断の改革によって、新たな財源を確保しながらも、限られた財源の範囲内で、市民が必要としているサービスに選択的に財源を集中する必要があります。

また、市町村合併に伴う財政上の特例として、普通交付税は合併から10年間（平成26年度まで）は合併算定替が行われ、合併前の市町村を単位とする積算を合計した額が確保されています。しかし、平成27年度以降はこの特例措置が段階的に縮減されることから、平成32年度には本来の普通交付税額（一本算定額）となり、現在の交付額に比べ、約69億円の大幅な減少となる見通しにあります。また、普通交付税の代替措置とされている臨時財政対策債も同様に発行可能額が減額され、普通交付税と合わせて約84億円の減少が見通しとなっています。

こうした将来見通しと行財政をとりまく環境変化を踏まえた中長期的な財政見通しを基に、定員適正化計画や公の施設の統廃合計画など重要な個別計画を見直し、その内容を反映した財政計画に基づく計画的な行財政運営によって、健全な財政を維持していく必要があります。

平成21年度の普通交付税算定額及び臨時財政対策債発行可能額を基準に試算した推計イメージ



約69億円及び約84億円

- ・平成21年度の普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が、平成32年度まで同額で推移した場合の見通し額。

「すこやかなまち」づくりを下支えするために、財政調整基金残高の確保や、交付税算入のある有利な市債の選択的活用を行いながらの市債残高の削減など、第3次行政改革で推し進めた財政健全化の基本姿勢を継承するとともに、行政のセルフチェックとして実施した「事務事業の総ざらい」で総括した課題を重点取組の中に位置付けて取り組みます。

第4次行政改革では、これらの課題の解決と評価結果に基づく各事業の見直しに向けた取組の進捗管理を行うとともに、総ざらいにおける「評価の視点」や手法を準用して、継続的に事務事業の見直しを行っていきます。

事務事業の総ざらいで総括した課題

- 1 事業の終期の明確化
- 2 事業の優先度の明確化
- 3 施設のあり方や整備等方針の明確化
 - (1) 公の施設の区分の見直し
 - (2) 公の施設の経営改善
 - (3) 施設整備・修繕計画の作成及び優先度の明確化
 - (4) 不用施設の計画的な取壊し
- 4 類似事業の統合、所管の検討
- 5 財政基盤の強化、財政の健全化
 - (1) 自主財源の確保、新たな自主財源の発掘
 - (2) 財政調整基金の活用と確保
 - (3) 市税の滞納分の徴収促進による収入未済額の縮減や収納率向上対策の取組強化
 - (4) 受益者負担の適正化
 - (5) 不用財産の処分
 - (6) 人件費の削減
 - (7) 元利償還金の繰上償還による公債費の削減
 - (8) 通常分の市債発行の抑制
 - (9) 公の施設の統廃合及び統廃合に必要な経費の先行投資
 - (10) 土地開発公社の経営健全化計画の見直し
 - (11) 特別会計・公営企業会計の見直し

「すこやかなまち」づくりへの取組

下支え

第4次行政改革 ～地域主権を生かした自治体改革～

1 行財政改革による行財政運営の適正化

(1) マネジメントシステムの強化

最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、マネジメントの質を向上します。

・戦略的な視点を持った施策・事業の重点化 ・事業の成果等の評価による事業展開の方向付け

(2) 健全財政の推進

平成26年度までの4年間の財源不足や、平成27年度以降の普通交付税等の減額を考慮し、自主財源の確保や歳出削減に取り組み、財政基盤を強化します。

効率的で効果的な財政運営 公の施設の見直し 第三セクター等の経営改善
公営企業等の経営健全化 市が保有する資源を活用した歳入確保 など

(3) 組織機構改革

適正な職員定員管理を行うとともに、限られた職員を活用した機能的な組織機構とします。

・適正な職員定員管理 ・木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し

(4) 人材育成

職員の育成により個々のレベルアップを図り、組織力を底上げします。

・育成と任用が連動する人事行政の推進 ・労務環境の整備 ・基礎的な資質・能力の底上げ など

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

(1) 近隣社会における共生

市民が地域の課題に対し、自発的かつ主体的に判断し、解決に向けて行動することを後押しします。

・地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施

(2) 多様な市民活動

NPO法人等が実施する公益性の高い活動やネットワークづくりを支援します。

・市民がボランティア等に参加しやすい環境整備 ・NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援

(3) 市民と行政の協働

市民と行政が連携しながら、公益事業を展開します。

・協働を提案しやすい仕組みの構築 ・「~~新しい公共~~協働」の場づくりのためのモデル事業の実施

1 行財政改革による行財政運営の適正化

(1) マネジメントシステムの強化

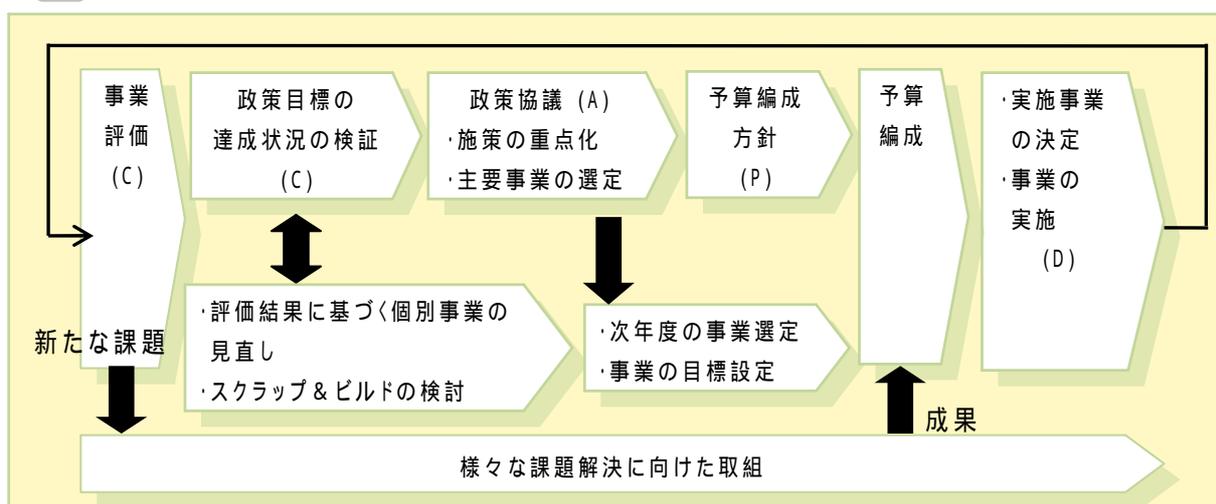
持続可能な「すこやかなまち」づくりのためには、真に必要とされるサービスの安定的提供と同時に、将来への価値ある投資を着実に行わなければなりません。そのため、第5次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の目的に沿って優先度を明確にするとともに、全事業を必要性やその効果などの視点から評価した上で事業展開の方向付けを行います。

さらに、変化する社会経済情勢や国等の政策動向を的確に把握した財政見通しや財政計画を基に、財源を効果的・効率的に配分しながら、最大の効果を引き出せるように行財政運営システムを強化します。

【具体的な取組項目】

- 1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化
- 2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け

PDCAサイクルによるマネジメント



PDCA サイクル

- ・ Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていく管理システムです。
- ・ 具体的には、事務や事業について、現状を把握し課題を認識します。それを「どのような状態に変えるのか」という目的や目標を突き詰めて考えて設定し、その達成のために適切な取組み(手段と費用)を選択しながら計画を立案し、日々の仕事を進捗管理しつつ目標の達成に努めます。
- ・ そして、取組の結果を振り返り、目標と成果の差異(過不足)を確認し、次への改善の取組を立案する、という流れです。

(2) 健全財政の推進

財政運営の基本となる財政計画を策定し、さらに国の政策動向や経済情勢の変化などを適時に反映した修正を加えながら、将来に過度な財政負担を残さないよう、毎年度の歳入・歳出予算の均衡が保たれるよう計画的な財政運営を維持します。

また、基礎的なサービスを適切にかつ安定的に提供するため、自主財源の確保や特定財源の発掘、さらには歳出削減に取り組み、財政基盤を強化します。

効率的で効果的な財政運営

平成27年度からの普通交付税等の合併算定替の終了による減額を見据え、将来負担をできる限り少なくするために、市債元利償還金の繰上償還や新たな市債発行の抑制、不測の事態や新たな行政需要に柔軟に対応するための財政調整基金の確保などの財務体質の強化を進めます。

また、「事務事業の総ざらい」で総括した課題の解決に向けて、事業の終期の明確化や重複・類似事業の見直しを進めます。

あわせて、総ざらいにおける評価で改善・廃止とした事業について、~~←**確実な見直しを進めます。**~~は、**確実に改善・廃止を進めます。**

【具体的な取組項目】

- 1 事業の終期の明確化
- 2 ~~財源的な裏付けのある~~各種事業計画の策定
- 3 重複・類似事業の見直し
- 4 財政調整基金の活用と確保
- 5 受益者負担の適正化
- 6 市債元利償還金の繰上償還、借換
- 7 通常分の市債発行の抑制
- 8 各種特別会計の必要性の検証と見直し
- 9 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進
- 10 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理

第4次行政改革での重点取組

1 行財政改革による行財政運営の適正化

公の施設の見直し

合併により、類似施設の増加や同一生活圏内での施設の集中などの課題が顕在化しており、生活圏内での利用状況などを踏まえながら、設置目的がより効果的に実現できる管理運営形態を検討し、統合・廃止による適切な配置を進めます。

また、不用となった施設については、売却や貸付を進めるとともに、除却する施設は統一的な基準に基づき、計画的に除却を進めます。

【具体的な取組項目】

- 1 公の施設の利用状況等を踏まえた統廃合計画の策定と実施
- 2 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却

第三セクター等の経営改善

市が出資する第三セクターや土地開発公社の経営悪化は、市の行財政運営に大きな影響を及ぼします。

一部の第三セクターや公社の経営状況は極めて厳しい状況にあるため、持株会社による経営統合も視野に、抜本的な経営改善に関与します。

また、第三セクターについては、公的関与の度合いを低くしていく方策を検討します。

【具体的な取組項目】

- 1 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化
- 2 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討

公営企業等の経営健全化

公営企業等の経営状況は、市の行財政と密接な関係があり、独立採算を維持できるようにするとともに、健全で一体的な自治体経営を行うために、適正化に取り組みます。

【具体的な取組項目】

ガス事業、水道事業、簡易水道事業

- 1 未納料金の縮減
- 2 民間活力の導入
- 3 企業債残高の縮減
- 4 高い金利水準にある企業債の繰上償還

病院事業

- 1 未納料金の縮減

下水道事業

- 1 使用料の増収
- 2 施設管理委託料の節減

農業集落排水事業

- 1 使用料の増収
- 2 施設管理委託料の節減

公営企業等

- ・ガス、水道、病院など、地域における社会資本の整備、生活サービスの供給、産業振興など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な公共性の高い事業について、地方自治体が経営している企業をいいます。
- ・地方公営企業法が適用される事業（ガス、水道、病院事業など）のほか、適用されない事業（下水道、住宅団地事業など）も含んでいます。

市が保有する資源を活用した歳入確保

近年、景気の低迷やそれによる所得の減少などにより、税や使用料などの減収とともに収入未済額も増加しています。

自主財源のさらなる確保のためには、市が保有するあらゆる資源を活用することが必要です。不用な資産の売却を進め、売却困難な資産については有償貸付を進めるとともに、有料広告などにより収入を確保します。

さらに、きめ細かな納税相談によって未納額の縮減を図り、生活困窮者には分納などの措置を講じながらも、悪質な滞納者に対しては、法的手段を行使し、税収を確保します。

【具体的な取組項目】

- 1 市税等の収納率の向上
- 2 不用な資産の売却と貸付
- 3 その他収入の確保

(3) 組織機構改革

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、簡素で効率的・機能的な組織機構を構築し、それに見合った適正な人員を配置します。

また、~~住民自治を実現するために、まちづくりや市民サービスの窓口である13区の総合事務所のあるべき姿や木田庁舎との役割分担を見直します。~~においては、住民自治の視点を持ちながら、区域の連携による広域的な取組など、総合事務所のあるべき姿を再検討し、木田庁舎との役割分担を見直します。

【具体的な取組項目】

- 1 適正な職員定員管理
- 2 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し

(4) 人材育成

人材を育て、活かすことは、組織力の向上に欠かせません。

すべての職員がチームワークの大切さを実感しながら、持てる能力を存分に発揮し、仕事や他者との関わりを通じて、このまちを良くしながら自律的に成長し続けることができるよう、人が育つ組織づくり、まちを良くする人づくりを推進します。

【具体的な取組項目】

- 1 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有
- 2 育成と任用が連動する人事行政の推進
- 3 労務環境の整備
- 4 基礎的な資質・能力の底上げ
- 5 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題として、主体的に解決に向けて行動する地域社会の創造に取り組みます。

社会経済情勢等の変化によって行政ニーズが多様化・複雑化する一方、財政環境は厳しさを増しています。そのような状況を市民と行政が共通認識とした上で、公益的な活動の輪を広げていきます。

公共の課題の解決に向けて、主体的に活動する市民の意欲の喚起や、活動を**助長促進**する環境整備など、以下に掲げる取組を行政が**後押し支援**していくことで、市民相互の多様な関係性や地域の活力を育**みむ**とともに、「**新しい公共**」の担い手としての意識を高め、助け合いの地域社会を創造していきます。

(1) 近隣社会における共生

地域住民が、地域の課題を自らのこととして考え、更なる行動を幅広く展開するきっかけとなるよう、地域課題の解決や地域の活力向上に取り組める仕組みや、地域社会を支える「新しい公共」につながる仕組づくりの検討を進めます。

そのため、地域自治区において地域活動支援事業を実施するとともに、老人会や子ども会、消防団を始めとする既存の地域活動団体**については、担い手不足の問題を始め、地域の実情に即した対応を検討し、**における担い手不足の問題などについて、行政とこれらの団体とが認識を共有する中で、それらの活動がコミュニティの中で継承されるよう、必要な支援を講じていきます。

【具体的な取組項目】

- 1 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施

(2) 多様な市民活動

市民活動団体への参加を通じて、市民に社会活動を身近に感じてもらうとともに、その受け皿となるボランティア団体、市民活動団体、NPO法人などが行う公益的な活動に対して支援を行います。

~~公益的な活動の支援を行う中で、それぞれの団体が活動を拡大し、安定的に活動を維持できるような体力を備えるとともに、団体と団体、団体と地域、団体と個人などの様々な新たな関わりを生み出し、ネットワークを広げることで、地域や活動分野の垣根を超えた、市民活動の重層的な広がりを助長します。~~

これらの支援を通じて、それぞれの団体が活動を拡大し、かつ、安定的に活動を維持できるような体力を備えることを促進します。あわせて、地域、団体、個人などの間で様々な新たな関わりを生み出すことにより、地域や活動分野に捉われず、市民活動の重層的な広がりを促進します。

【具体的な取組項目】

- 1 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備
- 2 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援

(3) 市民と行政の協働

行政が単独で事業を実施するよりも、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、公益法人、民間企業などの様々な団体と協力して取り組むことで双方にメリットがあり、市民にとっても、より良いサービスを受けられる場合があります。

このように、市民と行政との協働による事業実施が効果的な場合については、互いの役割分担を明確にし、~~無理のない関係で~~連携しながら、市民が必要とする公益事業を展開します。

~~そのため、市民が行政に協働事業を提案しやすい仕組みを構築するとともに、「新しい公共」の事例を広く市民に周知することで、協働や「新しい公共」への理解を促進します。~~

また、市民から市に対して協働の取組を提案しやすい仕組みを構築するとともに、協働の事例を広く市民に周知し、協働の場を広げていながら、「新しい公共」の創造を進めていきます。

【具体的な取組項目】

- 1 協働を提案しやすい仕組みの構築
- 2 ~~「新しい公共」~~協働の場づくりのためのモデル事業の実施

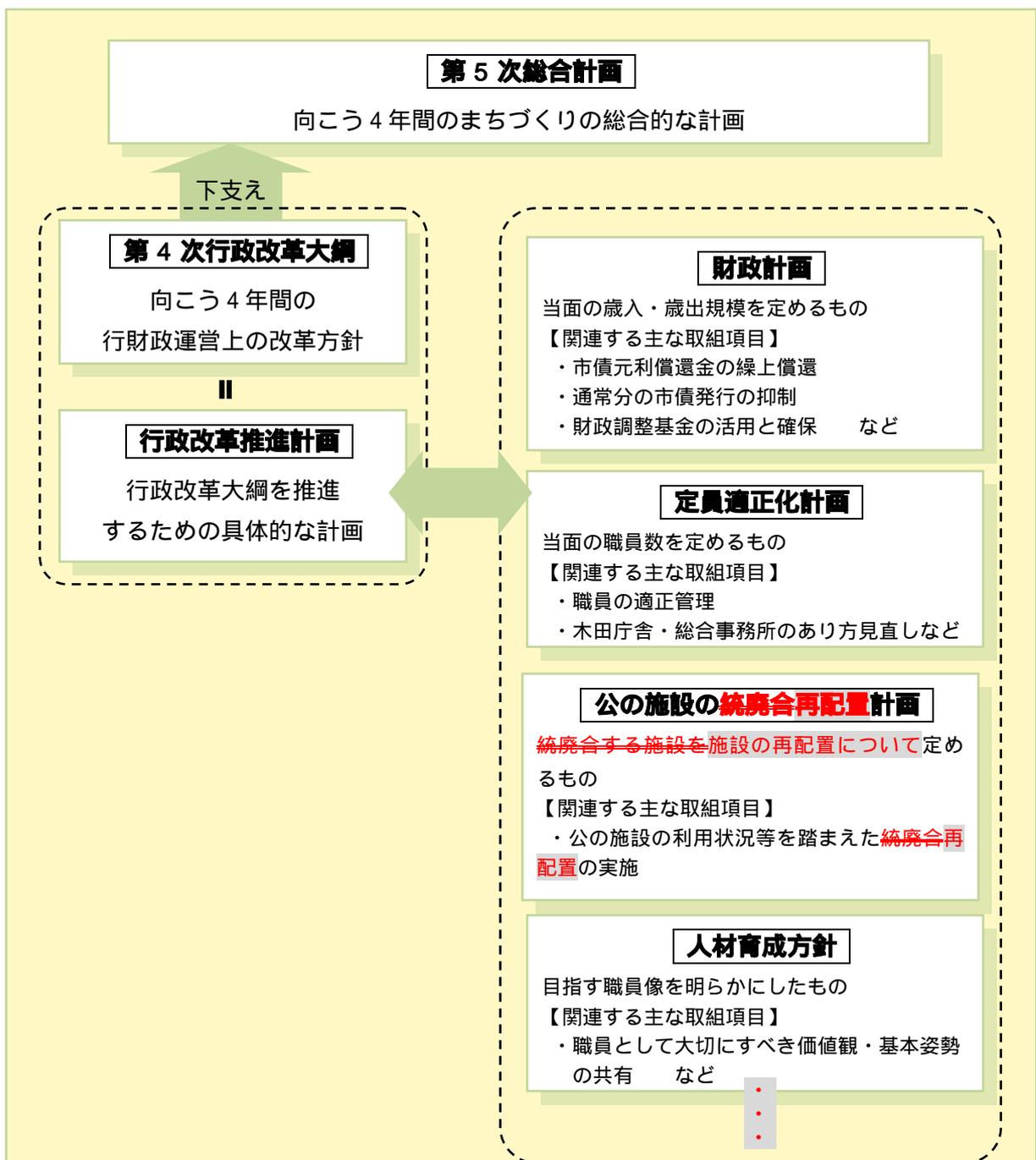
IV

行財政改革の取組と各種計画との関係

~~第4次行政改革大綱と行政改革推進計画は、各分野の取組を体系的にまとめた各種個別計画とともに、第5次総合計画を下支えします。財政計画や定員適正化計画、道路整備計画（仮称）などの個別計画を概ね平成23年度の秋までに策定あるいは見直し、具体的な取組に移行します。~~

~~また、各種個別計画の見直しに伴い、大綱及び具体的な取組項目を記載した推進計画を見直します。~~

第4次行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目ごとに、目標を記載した年次計画をまとめた推進計画（財政計画や定員適正化計画などの個別計画）を策定し、大綱とともに第5次総合計画を下支えします。



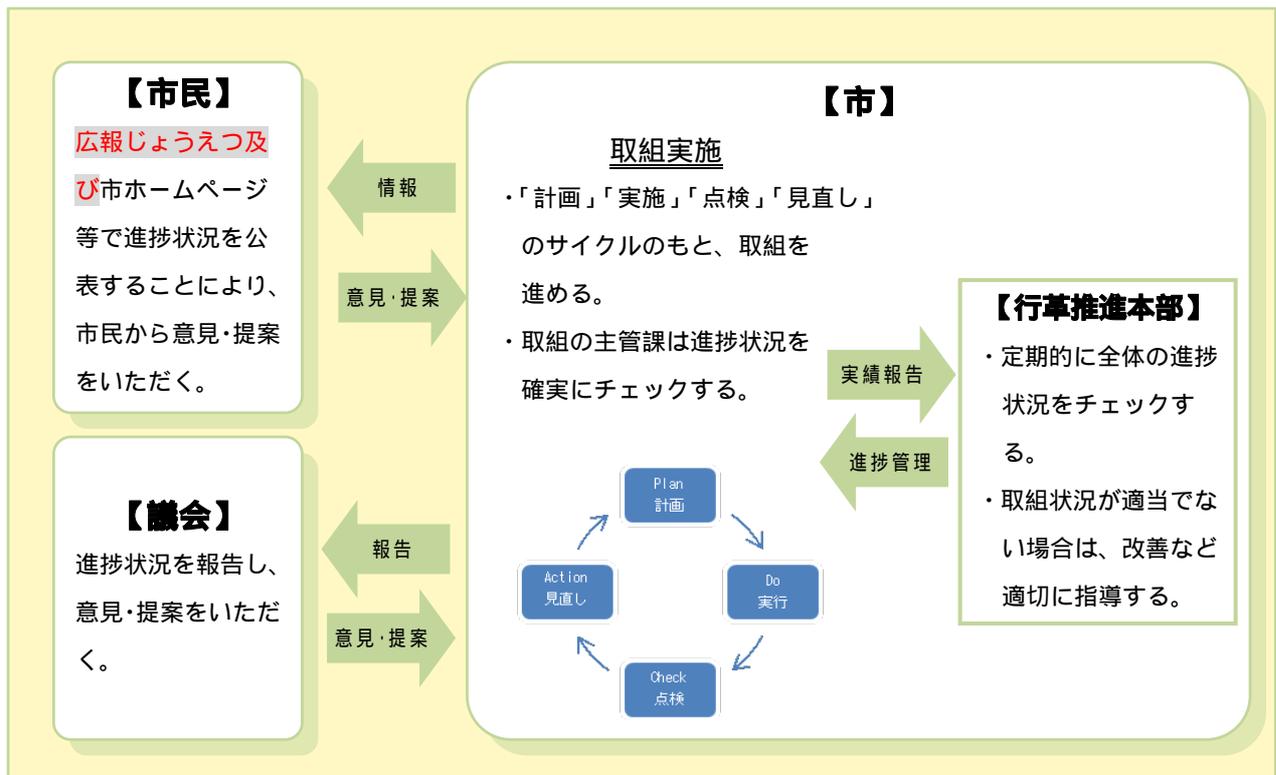
計画期間

第5次総合計画の計画期間に合わせ、平成26年度までとします。

推進体制

すべての職員が日々の仕事の中で常に改善の意識を持って行財政改革に取り組めます。

また、行財政改革を確実に推進するため、市長を本部長とする「行政改革推進本部」で進捗管理を行います。行政改革担当部署は各取組の主管課と話し合っって目標達成に向けた有効な取組を見出したり、さらなる改善を導き出すとともに、**広報じょうえつ及び**市ホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表します。



第4次上越市行政改革大綱
(平成23年 月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部行政管理課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

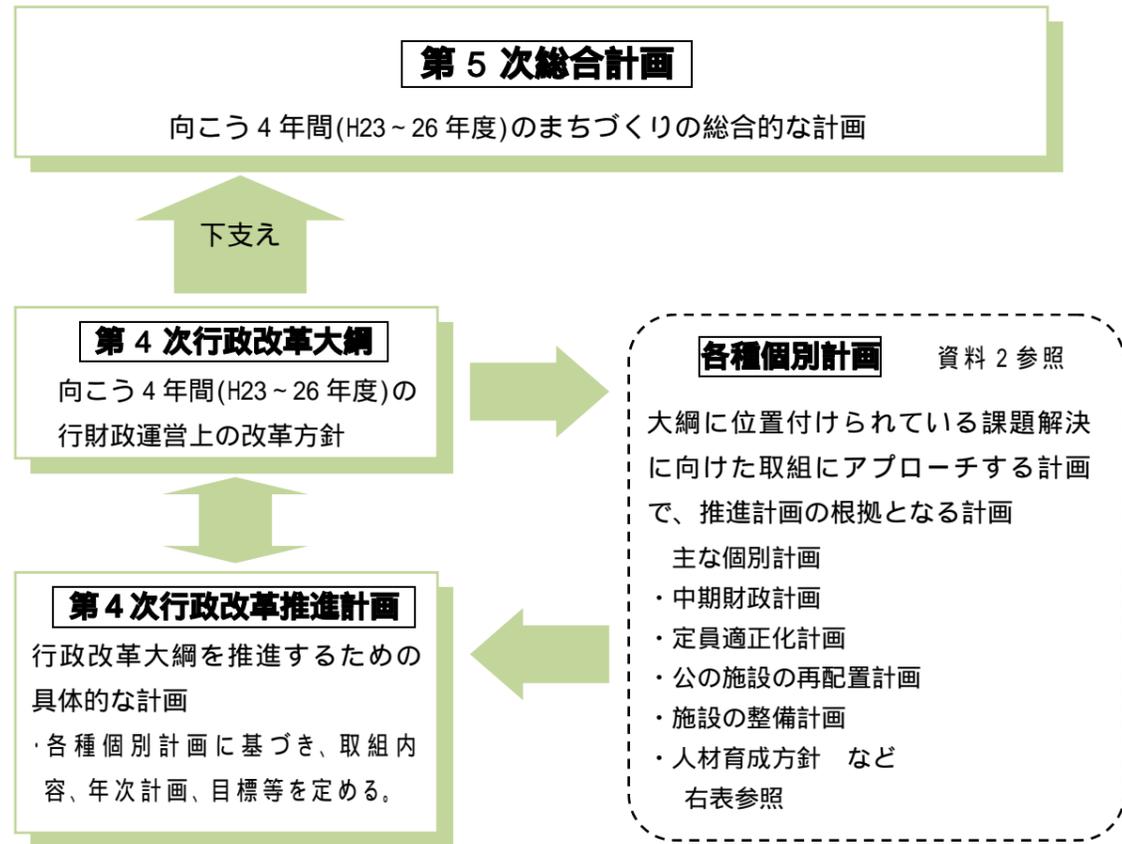
TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

第4次行政改革大綱(案)では、行政のセルフチェックとして実施した「事務事業の総ざらい」で明らかになった課題解決に向けた取組を重点に取り組みこととした。また、第3次行政改革で推し進めた財政健全化の基本姿勢を継承するとともに、市民が主体的に公共の課題に向けて行動する市民社会へのアプローチによる「新しい公共」を創造し、「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして位置付けた。

この大綱を推進するための具体的な計画となる「第4次行政改革推進計画」を策定するにあたっては、大綱に位置付けられている課題解決に向けた取組にアプローチする個別計画を策定し、推進計画に反映していく。

大綱、推進計画、個別計画の関連イメージ



策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
大綱	パブコメ 所管事務調査	策定委員会 大綱完成					
推進計画			原案完成	策定委員会(答申) 策定委員会 策定委員会	策定委員会 所管事務調査 パブコメ		計画完成
個別計画		関係課会議	原案完成			計画完成	
		各課による策定作業					

推進計画に反映させる個別計画と大綱との関係

重点取組	個別計画等
大項目	個別計画等
中項目	
小項目	
具体的な取組項目	
1 行財政改革による行財政運営の適正化	
1 マネジメントシステムの強化	
1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化	【事務事業評価】
2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け	
2 健全財政の推進	
効率的で効果的な財政運営	
1 事業の終期の明確化	【事務事業評価】
2 各種事業計画の策定	施設の整備計画
3 重複・類似事業の見直し	【事務事業評価】
4 財政調整基金の活用と確保	(仮)財政調整基金活用計画
5 受益者負担の適正化	使用料・手数料改定計画
6 市債元利償還金の繰上償還、借換	(仮)公債費等縮減計画
7 通常分の市債発行の抑制	
8 各種特別会計の必要性の検証と見直し	【事務事業評価】
9 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進	(仮)民間委託等推進計画
10 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理	(改善・廃止計画)
公の施設の見直し	
1 公の施設の利用状況等を踏まえた統廃合計画の策定と実施	公の施設の再配置計画
2 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却	公の施設の除却計画
第三セクター等の経営改善	
1 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化	第三セクターの見直し方針
2 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討	土地開発公社の経営の健全化に関する計画
公営企業等の経営健全化	
ガス事業、水道事業、簡易水道事業	
1 未納料金の縮減	
2 民間活力の導入	中期経営計画
3 企業債残高の縮減	
4 高い金利水準にある企業債の繰上償還	
病院事業	
1 未納料金の縮減	策定依頼(健康づくり推進課)
下水道事業	
1 使用料の増収	策定依頼(生活排水対策課)
2 施設管理委託料の節減	
農業集落排水事業	
1 使用料の増収	策定依頼(生活排水対策課)
2 施設管理委託料の節減	
市が保有する資源を活用した歳入確保	
1 市税等の収納率の向上	(仮)自主財源確保計画(収納率向上)
2 不用な資産の売却と貸付	(仮)自主財源確保計画(財産売払貸付計画)
3 その他収入の確保	(仮)自主財源確保計画(特定目的基金、広告収入他)
3 組織機構改革	
1 適正な職員定員管理	定員適正化計画
2 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し	
4 人材育成	
1 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有	
2 育成と任用が連動する人事行政の推進	人材育成方針
3 労務環境の整備	
4 基礎的な資質・能力の底上げ	
5 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成	
2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造	
1 近隣社会における共生	
1 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施	策定依頼(自治・地域振興課)
2 多様な市民活動	
1 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備	策定依頼(共生まちづくり課)
2 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援	
3 市民と行政の協働	
1 協働を提案しやすい仕組みの構築	策定依頼(共生まちづくり課)
2 「新しい公共」の場づくりのためのモデル事業の実施	

イメージ

第4次上越市行政改革推進計画

(平成23～26年度)

目 次

第4次行政改革推進計画の概要
具体的な取組項目の体系図
具体的な取組項目の計画
1 行財政改革による行財政運営の適正化	
(1) マネジメントシステムの強化
(2) 健全財政の推進
(3) 組織機構改革
(4) 人材育成
2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造	
(1) 近隣社会における共生
(2) 多様な市民活動
(3) 市民と行政の協働

第4次行政改革推進計画の概要

第4次行政改革推進計画について

第4次行政改革推進計画は、第4次行政改革大綱を具現化するため、具体的な取組内容を示したものです。

計画期間

第4次行政改革大綱に対応するため、計画期間は平成23年度から26年度までの4年間とします。

目標設定

目標は、取組の本質を見極め、「何がねらいか」を的確にとらえるとともに取組成果の測定方法を明確にし、職員自身が分かりやすく、自覚や実感を持って取り組める目標とします。

計画の見直し

本推進計画は、財政状況の変化、取組の進捗状況等に応じ、適宜、見直しを行います。

具体的な取組項目の体系図

第4次行政改革大綱に基づき、40の具体的な取組項目を設定しました。

重点取組	
大項目	中項目
小項目	具体的な取組項目
1	行財政改革による行財政運営の適正化
1	マネジメントシステムの強化
	1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化
	2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け
2	健全財政の推進
	効率的で効果的な財政運営
	1 事業の終期の明確化
	2 財源的な裏付けのある各種事業計画の策定
	3 重複・類似事業の見直し
	4 財政調整基金の活用と確保
	5 受益者負担の適正化
	6 市債元利償還金の繰上償還、借換
	7 通常分の市債発行の抑制
	8 各種特別会計の必要性の検証と見直し
	9 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進
	10 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理
	公の施設の見直し
	1 公の施設の利用状況等を踏まえた統廃合計画の策定と実施
	2 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却
	第三セクター等の経営改善
	1 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化
	2 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討
	公営企業等の経営健全化
	ガス事業、水道事業、簡易水道事業
	1 未納料金の縮減
	2 民間活力の導入
	3 企業債残高の縮減
	4 高い金利水準にある企業債の繰上償還
	病院事業
	1 未納料金の縮減
	下水道事業
	1 使用料の増収
	2 施設管理委託料の節減
	農業集落排水事業
	1 使用料の増収
	2 施設管理委託料の節減
	市が保有する資源を活用した歳入確保
	1 市税等の収納率の向上
	2 不用な資産の売却と貸付
	3 その他収入の確保
3	組織機構改革
	1 適正な職員定員管理
	2 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し
4	人材育成
	1 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有
	2 育成と任用が連動する人事行政の推進
	3 労務環境の整備
	4 基礎的な資質・能力の底上げ
	5 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成
2	市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造
1	近隣社会における共生
	1 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施
2	多様な市民活動
	1 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備
	2 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援
3	市民と行政の協働
	1 協働を提案しやすい仕組みの構築
	2 「新しい公共」の場づくりのためのモデル事業の実施

具体的な取組項目の計画

40 の具体的な取組項目について、現状と課題や平成 26 年度までに達成すべき目標、そのために必要な年度ごとの目標や取組内容などを記載しています。

それぞれの取組項目の主管課は、その取組を総括する課を記載していますが、主管課だけでなく関連する課も一体となって、計画的に取組を進めていきます。

【重点取組】 1 行財政改革による行財政運営の適正化

(1) マネジメントシステムの強化

持続可能な「すこやかなまち」づくりのために、施策や事業の目的に沿って優先度を明確にするとともに、全事業の必要性や効果などの視点から評価した上で事業展開の方向付けを行います。さらに、財源を効果的・効率的に配分しながら、最大の効果を引き出せるように行財政運営システムを強化します。

具体的な取組項目	戦略的な視点を持った施策・事業の重点化			
現状と課題	持続可能な「すこやかなまち」づくりに向け、真に必要とされるサービスの安定的提供と同時に、将来への価値ある投資を着実にを行うためには、すべての事業の必要性や効果を評価した上で、第5次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の目的に沿って優先度を明確にし、予算査定とも連動するシステムを構築・強化する必要がある。			
26年度時点の目標	真に必要とされるサービスを安定的に提供しながら、将来への価値ある投資を行っている状態			
取組内容	事業評価、個別事業の見直し、第5次総合計画の政策目標の達成状況の検証、施策の重点化・主要事業の選定、予算編成などから構成される行財政のマネジメントシステム(「事業評価」)を構築し、毎年度、事業内容を見直しながら、効果的な予算配分を行う。			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度別目標	真に必要とされるサービスを安定的に提供しながら、将来への価値ある投資を行っている状態			
年度別取組内容	「事業評価」の構築・実施	前年度を踏まえた「事業評価」の改善・実施	前年度を踏まえた「事業評価」の改善・実施	前年度を踏まえた「事業評価」の改善・実施
主管課	行政管理課、企画課、政策調整課、財政課			

-
-
-
-
-

(2) 健全財政の推進

財政運営の基本となる財政計画を策定し、毎年度の歳入・歳出予算の均衡が保たれるよう計画的な財政運営を維持します。また、自主財源の確保や特定財源の発掘、さらには歳出削減に取り組み、財源基盤を強化します。

市が保有する資源を活用した歳入確保

近年、景気の低迷やそれによる所得の減少などにより、税や使用料などの減収とともに収入未済額も増加しています。

自主財源のさらなる確保のため、市が保有するあらゆる資源を活用します。また、税収を確保するため、きめ細かな納税相談によって未納額の縮減を図り、生活困窮者には分納などの措置を講じながら、悪質な滞納者に対しては、法的手段を行使していきます。

具体的な 取組項目	市税等の収納率の向上			
現状と課題	近年、景気の低迷やそれによる所得の減少などにより、税や使用料などの減収とともに収入未済額が増加している。			
26年度時点 の目標	収納率 %			
取組内容	きめ細かな納税相談を実施するとともに、生活困窮者には分納などの措置を講じながらも、悪質な滞納者に対しては、差押えや公売など、法的手段を行使し税収を確保する。			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年度別 目標	収納率 %	収納率 %	収納率 %	収納率 %
年度別 取組内容	納税相談の実施 分納措置 法的手段の行使	納税相談の実施 分納措置 法的手段の行使	納税相談の実施 分納措置 法的手段の行使	納税相談の実施 分納措置 法的手段の行使
主管課	収納課			

